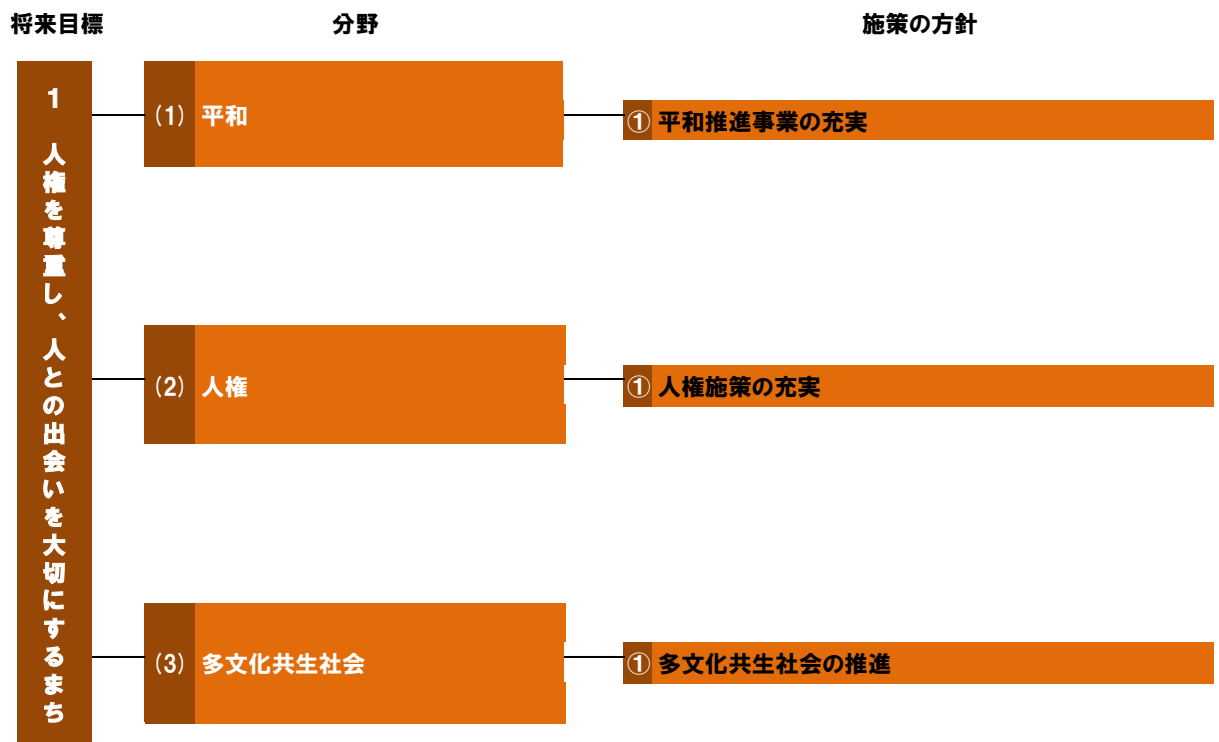


◆ 第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち



(1) 平和

① 平和推進事業の充実

～平和を基調にした世界に誇れる鎌倉の実現をめざします～

人権を尊重し、人の出会いを大切に
するまち

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・本市は、昭和33（1958）年に人類普遍の願いである平和を願い、平和都市宣言を他の地方公共団体に先駆けて行いました。
- ・平和都市宣言及び鎌倉市民憲章の精神に基づいて、平和の集いなど平和意識の醸成を図るための平和推進事業を、市民主体で行ってきました。これらの市民活動が、平和を支える文化的な豊かさを形成してきたといえます。
- ・今日、私たちを取り巻く状況は環境、貧困、民族対立、紛争、難民、核兵器など多くの地球規模の課題を抱えています。
- ・平和推進事業への若い世代の参加がとりわけ少なく、また、戦争体験者など平和の大切さを直接訴える語り部の高齢化が進んでいます。

<課題>

- ・平和に関する意識の次代への引継ぎ
- ・市民の平和意識の醸成、平和推進事業への参加の促進

◆目標とすべきまちの姿

若い世代も含め、市民一人ひとりの平和意識の醸成が図られることで、平和を基調にした世界に誇れるまちとなっています。

平和都市宣言及び鎌倉市民憲章について、さらに周知が図られています。

◆主な取組

1. 平和推進事業の実施

平和の尊さを訴えるため、市民との協働により、特に若い世代が関心を寄せられるような平和推進事業を実施します。

(2) 人権

① 人権施策の充実

～市民一人ひとりの人権が尊重される社会の形成をめざします～

人権を尊重し、
人の出会いを大切にするまち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・ 基本的人権は憲法で保障されています。本市では、人権をめぐるさまざまな状況を踏まえ、平成 16（2004）年に、人権施策を推進していくうえでの基本的な方向性を示す「かまくら人権施策推進指針」を策定しました。しかしながら、今なお、人種や国籍、性、障害などによる因習的な差別やいじめなど、さまざまな人権問題が発生しています。さらに、近年では、社会状況の変化に伴って、児童虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）、性的少数者に対する差別など、新たな人権問題も発生しています。また、東日本大震災で顕在化した施設内でのプライバシー侵害、女性への暴力などの災害時の人権問題や学校でのいじめの深刻化など、人権問題は多様化・複雑化しています。
- ・ 性別による差別の解消など、男女共同参画社会を実現するためには、なお一層の努力が必要なことから、平成 19（2007）年 1 月に鎌倉市男女共同参画条例を施行しました。

＜課題＞

- ・ 人権意識の啓発及び人権教育の推進
- ・ 複雑化・深刻化する人権問題への対応
- ・ 男女共同参画社会の形成に向けた啓発活動
- ・ 男女それぞれの視点による男女共同参画の取組の推進
- ・ だれもが意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会へ向けた体制整備

◆目標とすべきまちの姿

人権問題が複雑・深刻化するなかで、「かまくら人権施策推進指針」に基づく施策の充実や、学校・家庭・地域間の緊密な連携により人権教育を推進することで、だれもが市民として尊重され、あらゆる分野への参画ができる社会になっています。

特に、行政、市民、地域社会、事業者など社会全体で男女共同参画社会の形成に取り組むことで男女共同参画の意識が根付き、子育て・介護などの家庭責任の男女間での分担、労働環境の向上、地域社会での助け合い、支え合いが実現しています。

◆主な取組

1. 人権意識の醸成

- (1) 市民一人ひとりが、人権問題へ関心を寄せ、他者を思いやり、行動することができるよう、人権啓発の方法等を工夫し、より効果的な啓発活動の推進に努めます。
- (2) 学校・家庭・地域が緊密な連携を図りながら人権教育を推進するため、学習・相談・交流等の機会を設けます。

2. 人権関係機関との連携

関係機関と連携し、人権に関する相談・救済支援体制の整備・充実を図ります。

3. 人権施策の充実

昨今の人権を取り巻く環境の変化を踏まえ、「かまくら人権施策推進指針」の必要な改訂を行い、それに基づき、市民、事業者、NPO等とともに、さらに、人権施策の推進を図ります。

4. だれもが参画できる社会の推進

政策・方針決定の場など、社会のあらゆる分野へだれもが参画できる社会をめざします。特に、女性の参画を推進する視点から、審議会等委員における男女比の均衡に努めます。

5. 男女共同参画社会実現のための総合的な施策の実施

条例に基づき、行政、市民、関係機関・団体、事業者等が相互に連携・協力しあい、男女共同参画社会実現のための施策を実施します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

かまくら人権施策推進指針（改訂版）
かまくら21男女共同参画プラン（第2次）

(3) 多文化共生社会

① 多文化共生社会の推進

～さまざまな国籍・文化の人々が安心して暮らせるまちづくりを推進します～

人権を尊重し、
人の出会いを大切にするまち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・市場経済が世界規模で拡大し、人、資源、金、技術、情報などが国境を越えて移動するグローバル化の加速は、政治、文化、社会など私たちの生活のあらゆる分野にさまざまな影響を及ぼしてきています。少子高齢社会が進む一方で日本を生活の本拠地にして定住する外国人は増え続けている状況にあります。
- ・グローバル化が進む中で、市民及び市民団体の活動が多様化し、また、主体的なものとなってきています。行政の役割も、従来の活動を主導し推進することから、市民や市民団体の活動を側面から支援することへと変化しています。

＜課題＞

- ・多文化共生への理解の推進
- ・外国籍市民と日本人のコミュニケーション支援

◆目標とすべきまちの姿

国籍や民族の異なる人々が互いの文化を認め合い、情報交換や情報発信がさらに促進されるとともに、公共施設利用案内の翻訳や改善が行われ、だれもが安全で安心して暮らせるまちとなっています。

◆主な取組

1. 多文化共生社会への理解

学校教育や生涯学習の場で、国際教育や平和教育、人権教育の推進に努めます。

2. 外国籍市民が暮らしやすい環境の整備

外国籍市民への情報提供の充実と、意見の反映に努めます。

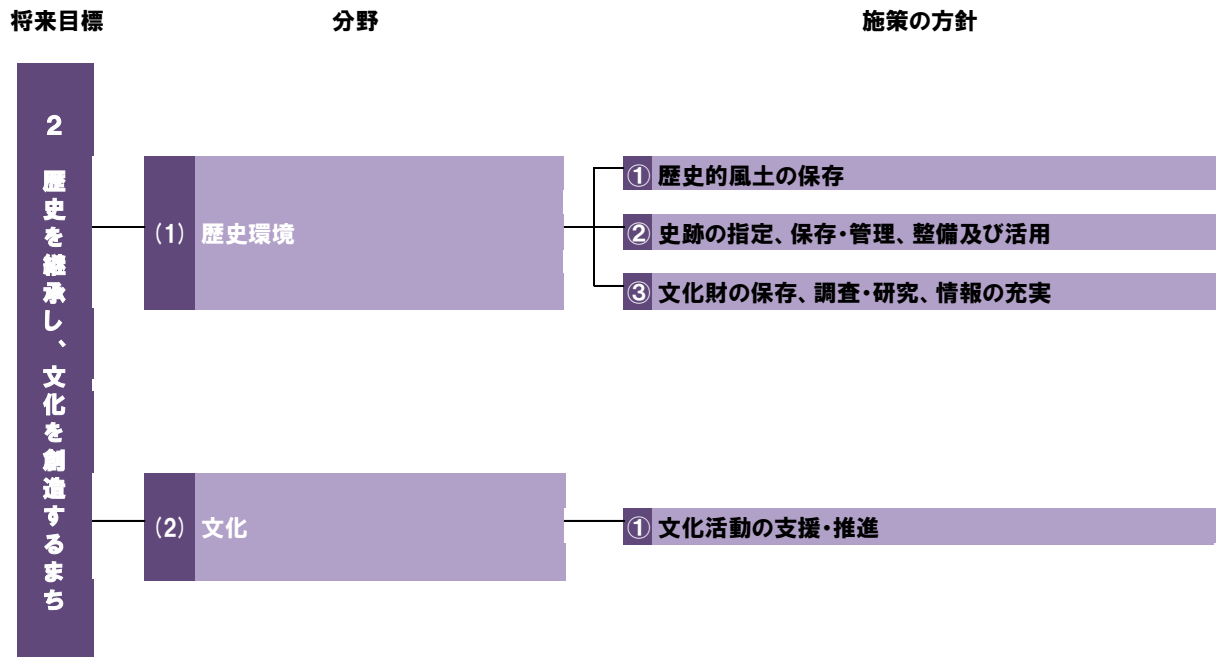
3. 国際交流・協力活動への支援・促進

利用できる制度の紹介をはじめ、効率的な情報提供を行います。

市と市民・市民団体が連携しながら、ネットワーク化や情報の共有化を図るとともに、活動の拠点づくりをめざします。

姉妹都市等提携都市との交流活動、国際協力活動又は国際理解活動の促進を図ります。

◆ 第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち



(1) 歴史環境

① 歴史的風土の保存

～歴史的遺産と一体となった自然的環境の保存を推進します～

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・本市の豊かな歴史的風土は、古都保存法によって、歴史的遺産と背後の自然的環境が一体となって保存され、世界に誇れるものとなっています。
- ・神奈川みどり計画（平成 18（2006）年 3 月策定）、鎌倉市緑の基本計画（平成 8（1996）年 4 月、平成 23（2011）年 9 月改訂）では、歴史的風土特別保存地区の指定拡大の方向性を示しています。

＜課題＞

- ・歴史的風土特別保存地区の指定拡大
- ・歴史的遺産と一体的に構成される山稜部の管理・保全

◆目標とすべきまちの姿

国指定史跡、歴史的風土保存区域内の枢要な地域に恒久的保存措置が施され、歴史的遺産と自然的環境が保存されています。

◆主な取組

1. 歴史的風土特別保存地区の指定拡大

歴史的風土保存区域内の枢要な地域の恒久的保存措置に努めます。

2. 歴史的遺産と一体的に構成される山稜部の保存管理

歴史的遺産と一体的に構成される山稜部について、関係機関等と連携・調整を図り、保存管理に努めます。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市緑の基本計画

(1) 歴史環境

② 史跡の指定、保存・管理、整備及び活用

～鎌倉の貴重な歴史的遺産を守ります～

歴史を継承し、
文化を創造するまち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・本市は、三方を山に囲まれ、一方を海に開く地形的な特徴を有しており、谷戸や海浜などに鶴岡八幡宮境内や北条氏常盤亭跡、和賀江嶋など 31 箇所の国指定史跡があり、県指定、市指定を含め市内に 42 箇所の史跡があります。
- ・これまでに、史跡の公有地化や整備に取り組んでいます。

＜課題＞

- ・新たな国指定史跡の指定
- ・史跡の保存
- ・史跡の公有地化

◆目標とすべきまちの姿

歴史的・学術的に重要な遺産については、順次、史跡指定などの手続きが進められ、保存管理計画のもと、適正な管理により保護されています。

また、整備された史跡については、公開・活用が図られています。

◆主な取組

1. 史跡の公有地化

国指定史跡である永福寺跡、鶴岡八幡宮境内（御谷地区）、北条氏常盤亭跡及び東勝寺跡等の保全を図るため、必要に応じて公有地化を進めます。

2. 新たな史跡の指定

歴史的・学術的に重要な遺産について、新たに国指定史跡等の指定に向けた検討、準備を進めます。

3. 史跡の管理、整備及び活用

国指定史跡の適切な保存管理を図るため、保存管理計画の策定を進めます。国指定史跡の整備・活用に向けて検討を進めるとともに、維持管理に努めます。

4. 史跡永福寺跡の環境整備

史跡永福寺跡については環境整備事業を進め、将来、史跡（歴史）公園として整備・活用を図ります。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

史跡永福寺跡保存整備基本計画

(1) 歴史環境

③ 文化財の保存、調査・研究、情報の充実

～文化財を保存・継承します～

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・中世の政治の中心地であった本市には、有形・無形文化財、民俗文化財、記念物などの多くの文化財が存在します。
- ・本市は、旧市街地を中心に中世の遺跡が多く残る全国でも珍しい地域であり、市域の6割以上が埋蔵文化財包蔵地となっています。
- ・埋蔵文化財包蔵地内における住宅の建替え・工事等により地中の埋蔵文化財が失われる場合には、発掘調査を実施し記録の保存を行っています。

<課題>

- ・文化財の保護・継承体制の強化
- ・発掘調査体制の強化
- ・文化財に関する情報発信
- ・伝統芸能の保存・継承

◆目標とすべきまちの姿

文化財保護体制の強化により、文化財指定件数が増え、文化財の適切な保存が図られています。

発掘調査体制が強化され、市内遺跡の発掘調査及び報告書刊行が円滑に行われています。

文化財資料がデータベース化され、出土品、歴史資料等の整理、保管がなされています。

保管する文化財は展示施設等で一般に公開されるとともに、文化財の調査・研究の成果は、学校教育・生涯学習事業と連携し、市民への情報として発信されています。

郷土芸能大会などによる情報発信により、伝統芸能の保護・技術の伝承が図られています。

◆主な取組

1. 文化財の保護・継承体制の強化

- (1) 文化財の保護を図るため、出土品、民俗資料及び中世鎌倉を中心とした鎌倉の歴史資料の整理・保管を継続するとともに、文化財の指定・登録等を推進します。
- (2) 発掘調査研究、文化財の保存修理及び市民等との協働による史跡の適切な維持管理等の推進により、文化財保護の取組を進めます。
- (3) 鎌倉国宝館の文化財保護施設としての活動・機能の充実を図り、文化財の保護・継承に努めます。

2. 発掘調査体制の強化

埋蔵文化財の包蔵地が市域の6割以上という本市の特殊事情を踏まえ、発掘調査・研究体制の強化・充実を図り、本市の特殊事情にあった手法による発掘調査を実施します。

3. 文化財に関する情報発信

- (1) 鎌倉の歴史資料等の公開及び学習の場となり、新たな文化的発信拠点となる施設の整備を推進します。
- (2) 鎌倉国宝館において、保管する文化財を一般公開するとともに、研究成果の公開の場として講座を開催するなど、公立博物館として生涯学習事業・学校教育事業を支援します。

4. 伝統芸能の保存・継承

伝統芸能を保存・継承するため、後継者の育成や資料の保存を図ります。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

(仮称) 鎌倉博物館展示等整備計画

(2) 文化

① 文化活動の支援・推進

～伝統、新たな文化の創造発信のため、文化活動の振興を推し進めます～

歴史を継承し、文化を創造するまち

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・価値観やライフスタイルの多様化が進むなかで、市民の自主的で創造的な文化活動が活発になっています。
- ・本市は先人から引き継がれた貴重な歴史や文化とともに、進取の気性に富んだ感性豊かな市民に恵まれています。
- ・近代鎌倉の風土が生み出した本市ゆかりの文学や絵画などの作品が多くあります。
- ・鎌倉芸術館をはじめ文化施設は設備等の老朽化が著しく、今後、多額な修繕費を要します。
- ・若い世代による新たな発想による文化活動の試みが始められています。
- ・「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が平成 24（2012）年 6 月に施行され、実演芸術の振興が求められています。

<課題>

- ・鎌倉市文化推進プラン 21 に基づいた歴史と文化の総合的な活動の推進
- ・鎌倉市公共施設再編計画基本方針に基づく文化施設全体のあり方の検討

◆目標とすべきまちの姿

文化活動の場や機会の提供、市民の自主的文化活動や若い世代への文化活動の支援、さらに、文化施設等の連携や、市民・事業者・NPO等の連携によりさらなる文化活動の推進が図られています。

文化施設は、鎌倉市公共施設再編計画基本方針に基づき整備され、文化資源が適切に整理・保存・活用されています。

◆主な取組

1. 文化活動の条件整備

市民が身近な場所で、実演芸術の鑑賞や、気軽に文化活動へ参加できるよう、機会や場の提供、情報の充実を図ります。

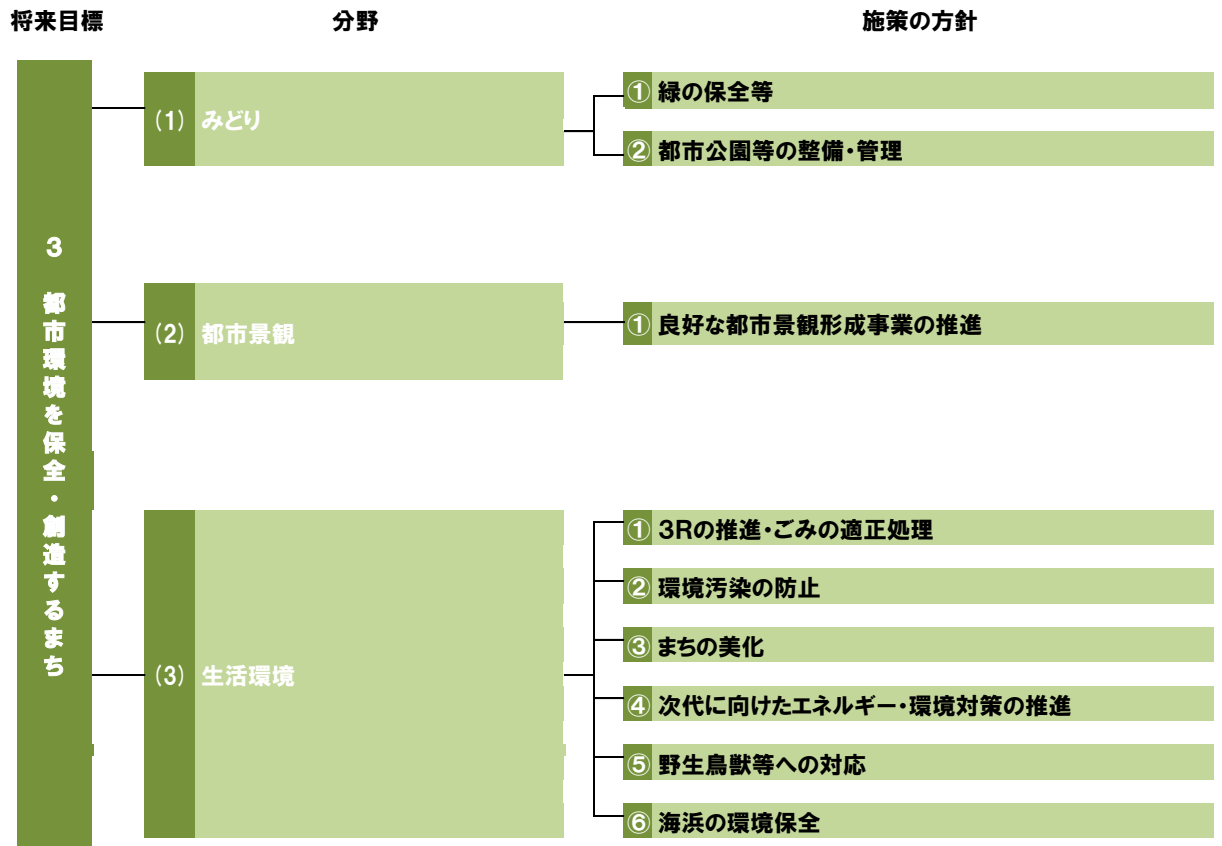
2. 文化施設の整備

鎌倉市公共施設再編計画基本方針に基づき、文化施設の整備や修繕を進めます。

3. 文化活動の推進

- (1) 鎌倉市文化推進プラン21に基づき、歴史的遺産や文化資源を活用して、来訪者にも歴史と文化が活きる鎌倉を発信します。
- (2) 歴史文化を包括した文化施設等の活用を進めるとともに、市民・事業者・NPO等との連携を図りながら、本市は市民の力を結集することで、市民の文化・芸術活動を推進します。
- (3) 若い世代が行う多様な文化活動の支援を進めます。

◆ 第3章 都市環境を保全・創造するまち



(1) みどり

① 緑の保全等

～緑地保全及び創造に努めます～

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・緑は、市民生活にうるおいとやすらぎを与えるとともに、生態系の維持、大気の浄化、災害防止などの役割を果たしています。
- ・本市では、平成8（1996）年に全国に先駆けて緑の基本計画を策定し、緑の保全等を推進してきました。
- ・都市環境を支える緑を保全するため、地域制緑地の指定等により緑地の保全を図り、首都圏近郊緑地保全法に基づく、近郊緑地保全区域（約 51 ヘクタール）の指定拡大、近郊緑地特別保全地区（約 131 ヘクタール）の指定や、都市緑地法に基づく、新たな特別緑地保全地区5箇所（約 19.7 ヘクタール）の指定、1箇所（約 1ヘクタール）の拡大にいたりしました。
- ・市民、公的な緑化推進団体との連携により、啓発活動や組織の育成を行ってきました。
- ・環境基本法の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則等を定めた「生物多様性基本法」が平成20（2008）年6月に施行されました。
- ・平成24年4月1日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」の施行に伴い、都市緑地法が改正され、神奈川県から一部の権限や事務が市へ移譲されました。

＜課題＞

- ・都市環境を支える緑の保全・創造
- ・緑の質の充実
- ・身近な緑の保全・創造
- ・地域主権改革に基づく土地の買入れ事務に対する対応
- ・生物多様性保全対策

◆目標とすべきまちの姿

国・県との適正な役割分担による広域的な緑地保全・管理施策が進められています。また、より充実した施策により、緑地の質が高まっています。

土地所有者・市民をはじめ、関係機関等の協力により、地域制緑地の指定が充実し、国・県・市の間での役割分担が適正に行われることで、着実に施策が進捗しています。

市民の自発的な緑に関する活動が活発に行われています。

◆主な取組

1. 緑の基本計画の推進

緑に関する施策と景観に関する施策の一体的な展開を図ります。緑の基本計画に基づき、引き続き、地域制緑地の指定等による緑地の保全、緑化の推進等に努めます。

2. 緑地の質の充実

良好な緑地環境を保全するため、国・県と協力しながら、緑地管理に関する広域的な施策展開を図ります。また、緑地保全施策の充実により、緑地の質の充実に努めます。

3. 身近な緑の保全・創造

市民の発意と行政の連携による緑地保全制度の確立と、緑化地域指定に向けた関係機関等の調整を図ります。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市緑の基本計画

(1) みどり

② 都市公園等の整備・管理

～地域特性や利用者のニーズに対応した都市公園等を整備・管理します～

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・公園や緑地は、散策・レクリエーション活動の場や防災空間として、また、うるおいややすらぎの場として、市民生活に欠くことができない都市空間を形成していますが、少子高齢社会の進展、余暇ニーズの多様化・高度化、また、環境・景観・安全等への意識の向上から、求められる公園像等が大きく変化しています。
- ・身近な小さな公園のみならず大規模公園においても、市民の自主的活動がみられるようになってきました。
- ・大規模な公園については、社会的環境を踏まえつつ、その土地のもつ自然的環境を最大限利活用する内容で整備等を進めています。
- ・小規模な街区公園は、その多くが開発行為に伴って設置されたため、分布が著しく偏在しています。また、そのほとんどが20年を経過しても、ほぼ当時の状態で存置されており、維持管理を行っているものの、全体的に施設等の老朽化が目立っています。
- ・開発行為等で移管・設置された緑地は、二次開発を抑止し、景観的にも良好な住環境の形成に大きく寄与してきました。しかし、用地買収や寄付により、管理すべき緑地が年々増加していることから、維持・管理が追いついていないのが現状です。

＜課題＞

- ・公園の整備
- ・公園施設の老朽化等への対応
- ・緑地の維持・管理
- ・生物多様性保全対策

◆目標とすべきまちの姿

都市公園等は、地域の特性や利用者のニーズに対応した整備・活用がされることにより、市民の憩いの場となっています。また、近隣住民の活発な参画・協働により、効率的に運営・管理されています。その結果、市民1人あたりの公園面積 14.6 m²を確保しています。

指定管理者制度やNPOとの協働により、公園は適正に管理されています。さらに、老朽化した公園のリニューアル等にあたっては、市民との議論の場を設けて、市民のニーズを反映しています。また、公園施設の長寿命化計画に基づく改築・更新により、ライフサイクルコストの削減を図っています。

野生生物の生息・生育地として、自然の生態系と調和した都市公園等が整備され生物多様性が保全されています。

◆主な取組

1. 多様な都市公園等の整備

- (1) 鎌倉広町緑地、(仮称)山崎・台峯緑地などについて整備を進めるとともに、地域の特性や利用者の利便性、多様化するニーズに対応した公園の整備に努めます。それぞれの緑地の特性に合った整備・活用に努め、緑とふれあい、楽しく、快適に集い、憩える場の創出を図ります。
- (2) 公園の借地方式による効率的な整備が可能なことから、こうした手法も視野に入れて近隣住民の参画・協働による公園の整備に努めます。

2. 都市公園等の適正な管理

指定管理者制度の導入やNPO等との協働により、市民が快適に利用できる空間を創出するよう、都市公園の適正な維持管理を図ります。

3. 公園施設の老朽化等への対応

ワークショップ等の手法を活用して、老朽化した公園のリニューアルを図るとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストの削減に努めます。

4. 緑地の適正な管理

緑地の質の向上をめざすとともに、防災等の観点から、緑地の適正な維持・管理を図ります。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市緑の基本計画

(2) 都市景観

① 良好な都市景観形成事業の推進

～景観資源を保全・活用した豊かな景観形成を進めます～

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・鎌倉は都市形成の歴史や自然環境との関わり方から、三方を山に囲まれ南に海が開ける古都鎌倉（古都景域）と、丘陵部の緑に取り囲まれた都市的土地利用が進む新しい鎌倉（都市景域）の2つの景域に分けることができます。
- ・古都鎌倉、新しい鎌倉とともに、自然環境、歴史的遺産を守り、育む先人たちの努力によって地域固有の景観が今に受け継がれてきました。
- ・鎌倉の都市景観の特色は、山懷に抱かれた佇まいで、谷戸の中に溶け込むまち並みや緑を背に海に向かって開けるヒューマンスケールのまち並みがその特徴です。また、昔からある寺社や切通しに加えて、明治期から昭和初期にかけて築造された建築物など、歴史的文化的価値を有する景観資源が周囲のまち並みや自然的環境と程よく調和し、鎌倉らしい都市景観を創り出しています。
- ・一方で、土地利用の転換などにより、鎌倉の良好な景観的特性が失われてしまったり、景観的まとまりが薄くなっている箇所が見受けられます。
- ・平成 16（2004）年に景観法が制定され、景観形成がまちづくりを進めるうえでの重要な要素の一つとして位置づけられ、本市では平成 19（2007）年に景観計画を策定し、平成 20（2008）年には古都鎌倉の市街地の広い範囲に景観地区の都市計画を定め、景観法に基づく良好な景観形成に向けた基盤づくりを推進する制度を整えました。
- ・平成 23（2011）年に指定した景観整備機構による景観形成協議会の支援など、市民・事業者・NPO等との協働が進んでいます。
- ・本市独自の制度等により、違法な屋外広告物の量は大幅に減少しましたが、近年は掲出方法を含めた屋外広告物の質を高めることへの市民要望が寄せられています。

＜課題＞

- ・地域固有の景観の質の向上と継承
- ・まち並みと調和した景観形成
- ・市民・事業者・NPO等との協働の推進
- ・屋外広告物の適正な規制・誘導

◆目標とすべきまちの姿

都市の歴史をほうふつさせ、また自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観が形成されています。

地域の貴重な景観資源が保全されるとともに、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観が形成されています。

緑で分節化されたヒューマンスケールな都市特性を活かし、地域の個性を重視した風格のある都市景観が形成されています。

市民・事業者・NPO等の協働により、景観的な視点からの総合的なまちづくりが推進されています。

◆主な取組

1. 良好な都市景観形成の誘導

- (1) 景観法を活用し、景観形成の視点から総合的な施策展開を行います。鎌倉の自然環境と歴史的遺産が融和した景観特性に配慮し、地域の個性を活かした景観形成を推進します。公共性の高い視点からの優れた眺望景観を保全・創出するため、眺望に配慮した市街地の景観形成を進めます。
- (2) 商業地におけるにぎわい、工業地における整然とした空間、住宅地の緑豊かなゆとりある空間の維持など、都市の活力や地域イメージの向上などに配慮し、土地利用計画に沿った景観形成を誘導します。特に、景観的な配慮が求められる地区では、重点的に景観形成を進めます。地域の貴重な景観資源を活かした景観形成を推進します。

2. 都市景観形成事業の推進

- (1) 良好な都市景観形成を進めるためには、市民・事業者・NPO等の自主的な活動だけではなく、行政も、周辺環境や地域の個性に配慮した能動的な取組や支援が必要です。
- (2) 都市の骨格であり景観上重要な公共施設（道路、海岸、河川等）において、国、県など関係機関との相互調整により、公共空間の質の向上に努めます。

3. 市民・事業者・NPO等との協働

- (1) 市民・事業者・NPO・行政のそれぞれの責任や役割を明確にし、協働による景観形成を進めます。
- (2) 次代を担う若年層に対し、教育機関等と連携した広報活動や教育活動を推進します。

4. 屋外広告物等の質向上への取組

屋外広告物等は、まち並みを構成する重要な要素であることを踏まえ、鎌倉にふさわしい質の高いデザインとなるような適正な誘導を図ります。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市景観計画

(3) 生活環境

① 3Rの推進・ごみの適正処理

～循環型社会の形成を目指し、ゼロ・ウェイスト社会の実現に向けて、ごみの減量・資源化を推進します～

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・現代の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルによって、天然資源やエネルギーが大量に消費され、環境への負荷が大きくなっています。
- ・本市では、市民、事業者、行政が一体となり、さまざまなごみの資源化に取り組んできた結果、平成7（1995）年度の焼却量約70,000トンが平成15（2003）年度には約44,000トン、平成23（2011）年度には約39,100トンまで減少しました。一方で、家庭や事業所からのごみ・資源物発生量（総排出量）は、過去10年来、横ばいの状態です。
- ・家庭系ごみの戸別収集及び有料化、事業系ごみの分別の徹底、家庭用生ごみ処理機の普及促進等により、ごみの減量・資源化を進めています。

<課題>

- ・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルの見直し
- ・ごみの発生を抑えた環境配慮型社会の形成
- ・安定的なごみ処理体制の確立

◆目標とすべきまちの姿

大量消費・大量廃棄社会からの脱却についての市民等の理解が浸透し、家庭系ごみ及び事業系ごみの発生量は減少しています。

ごみ焼却施設は計画的な更改、改修が進み、ごみの焼却効率が上がり、省エネルギーかつ環境に配慮した資源の処理が可能となっています。

ごみの発生抑制、再使用、循環資源の再生利用が市民生活に根付き、市民、事業者、市が協働して、安定的で着実なごみ処理が行われています。

◆主な取組

1. 大量消費・大量廃棄型のライフスタイルの見直し

「ごみを持ち込まない」、「ごみを作らない」、「ごみを出さない」社会づくりのため、ライフスタイルの見直しや生産販売事業者への呼びかけを行います。市民、事業者、滞在者、行政による協働、連携体制をより推進し、ごみの総排出量の削減に努めます。

2. ごみの発生を抑えた環境配慮型社会の形成

本市は、これまでもごみの減量・資源化に取り組んできましたが、今後さらにごみの発生抑制、再使用、再生利用を進める施策を推進します。

3. 安定的なごみ処理体制の確立

ごみ処理にかかる技術的進歩の動向、社会経済情勢の動向を注視し、本市に最も適したごみ処理体制の構築に努め、ごみの減量・資源化に取り組めます。

また、財政的負担も踏まえ、効率的かつ安定的なごみ処理を行うため、民間活力の活用も視野に入れたごみの処理体制の確立に努めます。民間活力の導入にあたっては、処理コスト削減の視点だけでなく、市民サービスの向上や将来にわたる安全面も考慮して進めます。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市環境基本計画＜第2期改訂版＞
第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画
鎌倉市分別収集計画（第7期）

(3) 生活環境

② 環境汚染の防止

～環境汚染のない、快適な生活環境が保全されたまちをめざします～

都市環境を保全・創造するまち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・市民の環境保全に対する意識の高まりとともに、大気汚染、水質汚濁、騒音など環境問題への対応もより複雑化しています。

＜課題＞

- ・環境汚染への対応

◆目標とすべきまちの姿

市民の環境保全に対する意識が高く、大気汚染、水質汚濁、騒音等による公害の発生が抑制され、快適なまちづくりが推進されています。

環境汚染等の公害が発生した場合に適切な指導、対策等が実施され、地域の環境は良好に保全されています。

◆主な取組

1. 環境汚染への対応

調査・測定を通して、大気、水質、騒音等の環境を監視するとともに、法令に基づいて事業所への指導を行い、環境汚染のない快適な生活環境の確保のための取組を継続します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市環境基本計画＜第2期改訂版＞
第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画生活排水処理基本計画

(3) 生活環境

③ まちの美化

～市民やNPOなどとの協働で美しいまちをめざします～

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・まちの散乱ごみは、まち美化統一クリーンデーやクリーンアップかまくら等の実施、まち美化に自主的に取り組む個人や団体の活動などにより、成果があげられています。この状態を維持・発展させて、だれもが、特別な意識をせずに、さまざまな場面でまちの美化に関われる環境づくりが進められています。
- ・落書きのないまちづくり行動計画（平成20（2008）年度）を策定し、関係機関や市民等と落書き防止の取組を開始しました。
- ・鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例（平成21（2009）年4月）を制定し、喫煙者の喫煙ルールの遵守を定めました。

＜課題＞

- ・ごみ散乱防止対策
- ・落書き防止対策
- ・路上喫煙防止対策

◆目標とすべきまちの姿

散乱ごみや落書き防止に対する市民やNPOなどとの協働により、古都鎌倉の美観に対する意識が多く持たれるようになり良好に保たれています。

市民参加によるまち美化活動を中心に、散乱ごみや落書き防止の取組に努めています。

◆主な取組

1. ごみ散乱防止対策

ごみの散乱防止は、観光客も含めた一人ひとりの意識の醸成が大切です。引き続きまち美化に取り組む個人や団体と協力して、ごみ散乱防止対策に努めます。

2. 落書き防止対策の取組

まちの美観や景観を損なう落書きは犯罪です。落書き防止条例に基づき、NPOや関係機関等と連携を図りながら、まちの美観の維持・向上に努めます。

3. 路上喫煙防止対策の取組

吸い殻散乱のない安全で快適な生活環境を保全するため、路上喫煙のマナーアップの取組を進めます。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市環境基本計画＜第2期改訂版＞

(3) 生活環境

④ 次代に向けたエネルギー・環境対策の推進

～持続可能な循環型社会のシステムをめざします～

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・東日本大震災以降、原子力発電所の稼働停止による化石燃料への依存度が高まり、温室効果ガスの削減はますます困難になっています。
- ・本市では、平成24(2012)年7月に「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」を施行しました。
- ・地域におけるエネルギー政策のあり方や、安定確保に対する市民の関心が高まっており、市民の安心な生活のために、地域におけるエネルギーの創出や有効利用を進める取組が求められています。
- ・家庭用におけるエネルギー消費は、生活の利便性・快適性を追求するライフスタイルの変化や世帯数の増加等の社会構造変化の影響を受けて増大しており、家庭部門における省エネルギーの推進は国でも喫緊の課題です。特に家庭部門の二酸化炭素排出量の割合が多い本市では、家庭における省エネルギーの取組が重要になります。

＜課題＞

- ・省エネルギーの推進
- ・再生可能エネルギー等の導入推進
- ・効率的なエネルギー利用の促進
- ・低炭素まちづくりの推進
- ・環境教育の推進
- ・環境負荷低減への取組

◆目標とすべきまちの姿

省エネルギーの推進と再生可能エネルギー等導入に向けた理解が広まり、市民力、地域力を発揮した取組が進展し、歴史と環境が調和した循環型社会システムが構築されています。

本市の住宅、事業所、公共施設では、太陽光、太陽熱、燃料電池などの再生可能エネルギー等の普及が進んでいます。

◆主な取組

1. 省エネルギーの推進

市民・事業者・市が主体的かつ積極的に省エネルギーに取り組めるよう、省エネ意識の普及啓発や設備の省エネ化などの施策を展開します。また、市民の省エネルギーの対応及び事業所における環境経営の取組を啓発するとともに、市役所も自ら地球温暖化対策などの環境負荷低減に取り組みます。

2. 再生可能エネルギー等の導入推進

太陽光などの再生可能エネルギー等の有効利用について検討し、家庭や公共施設への導入推進を図ります。

3. 効率的なエネルギー利用の促進

都市における未利用エネルギーの活用や、地域のエネルギーマネジメントについて検討を進めます。

4. 低炭素まちづくりの推進

都市全体のエネルギー構造を意識した公共施設配置の最適化や、緑地保全や緑化の取組、風の道などのヒートアイランド対策、交通量抑制策などの取組を通して、エネルギー使用量の削減につながる低炭素まちづくりを進めます。

5. 環境教育の推進

環境教育を推進し、だれでもがどこでも環境保全活動を実践することをめざします。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市環境基本計画＜第2期改訂版＞
（仮称）鎌倉市エネルギー基本計画
鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画
鎌倉市環境教育推進計画

⑤ 野生鳥獣等への対応

～鎌倉の生態系を守り、野生鳥獣等の保護を推進します～

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・本市域は、身近な鳥獣の生息地と位置づけられた鳥獣保護区に指定されていますが、近年さまざまな要因（有害外来鳥獣など）による生態系の攪乱が懸念されています。
- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の制定により、神奈川県アライグマ防除実施計画等種々の防除実施計画が策定され、これに基づいた取組を進めています。
- ・環境基本法の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則等を定めた「生物多様性基本法」が平成20（2008）年6月に施行されました。

<課題>

- ・防除実施計画に基づく捕獲の施策
- ・生物多様性保全対策

◆目標とすべきまちの姿

法令等に基づく規制や啓発活動及び防除実施計画による捕獲等の推進により、生態系の攪乱が懸念される有害外来動物の個体数が減少し被害が低減するなど、鎌倉の生態系を守る取組が進められています。

◆主な取組

1. 野生鳥獣等への対応

鎌倉の生態系を守るため、野生鳥獣に対する餌付けの禁止などの啓発を進めます。

2. 有害野生鳥獣の防除

法の施行を踏まえ、生態系の攪乱が懸念される有害外来動物の防除と被害に対する広域的な対応を進めます。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市環境基本計画＜第2期改訂版＞

⑥ 海浜の環境保全

～海浜の環境保全の取組を推進します～

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・本市にとって海浜は、丘陵部の緑や寺社などの歴史的遺産とあいまって鎌倉らしさを構成する重要な要素であるとともに、市民のレクリエーション空間として、また海浜特有の動植物の生息生育空間として重要な役割を持っています。
- ・多様な側面をもつ海浜の管理は、一部を除き県の管轄です。
- ・県が策定した「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき鎌倉海岸では養浜を主体とした侵食対策が進められています。

<課題>

- ・海浜の環境保全の推進
- ・関係機関等との連携

◆目標とすべきまちの姿

関係機関等との連携により、海浜が適切に保全されています。

◆主な取組

1. 海浜の保全と活用

海浜の環境については、樹林地・河川・海浜を一体としたネットワークのなかで捉え、関係機関等と連携を図りながら、その適切な保全に向けた取組を進めます。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市環境基本計画＜第2期改訂版＞
海浜ベルト総合整備構想

◆ 第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち

将来目標	分野	施策の方針
4 健やかで心豊かに暮らせるまち	(1) 健康福祉	① 地域生活の支援サービス ② 市民の健康と安心づくりの推進
	(2) 子育て	① すべての子育て家庭への支援 ② 子育て支援施設の整備
	(3) 学校教育	① 安全・安心で開かれた学校づくり ② 教育内容・教育環境の充実 ③ 学校施設の整備
	(4) 青少年育成	① 青少年の育成・支援
	(5) 生涯学習	① 多様な学習機会の提供と学習成果の活用 ② 学習環境の整備・充実
	(6) スポーツ・レクリエーション	① 市民スポーツ・レクリエーションの推進 ② スポーツ施設の整備

(1) 健康福祉

① 地域生活の支援サービス

～だれもが健康で安心して生活を送ることができるまちをめざします～

健
や
か
で
心
豊
か
に
暮
ら
せ
る
ま
ち

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・核家族、ひとり暮らしなどの世帯が増加し、地域社会では相互扶助の意識・機能が低下しています。このことは、地域社会の活性化を阻害し、コミュニケーション機能を弱め、生活の場としての地域の質を低下させています。
- ・高齢者や障害者をはじめすべての市民が、住み慣れた地域で安心して自立した生活をおくり、社会参加していけるように、地域の中で生活を支える多様な相談・支援体制の整備と必要なサービスを自らが選択できるような仕組みづくりを進めています。
- ・成年後見や虐待防止など高齢者や障害者の権利擁護の取組を始めています。
- ・厳しい雇用情勢のなか、失業、派遣切りなどにより安定した生計を営むことが困難な世帯が増えています。

<課題>

- ・支援を必要とする方のライフステージに応じた地域生活・支援体制の整備
- ・必要な福祉サービスを、身近な場所で選択できるような仕組みづくり
- ・高齢者や障害者の尊厳を守る取組の推進
- ・高齢者や障害者の相談体制の充実
- ・障害者の就労支援体制の充実
- ・複雑化多様化する生活課題への対応

◆目標とすべきまちの姿

高齢者や障害児者をはじめ、支援を必要とするすべての市民のニーズに対応していけるようにすることにより、必要なサービスを身近な場所で選択できるような仕組みがつくられ、いつでも健やかに暮らせる地域となります。

また、市民や市民活動団体などの積極的な参画、連携により、多様な地域生活支援サービスを提供しています。

◆主な取組

1. 地域生活の支援サービス

保健・医療・福祉の連携をもとに、身近な地域でのサービス提供体制の確立や、施設の整備を図ります。高齢者、障害者のほか、地域で生活を営むうえで支援が必要なすべての市民の基本的な生活ニーズに対応した、各種の在宅福祉サービスの充実を図ります。地域によって異なるニーズの把握に努め、地域の実情に合ったサービスの充実を図ります。

2. 人権の尊重に向けた啓発

成年後見や虐待防止など、高齢者や障害者の人権が尊重され、その権利が擁護される体制の整備や、周知・啓発活動に努めます。

3. 介護保険サービスの充実

居宅サービス、介護予防サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどの整備・充実に努めるとともに、地域包括支援センターの充実に努めます。

4. 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者活動サービスや老人福祉センター活動の充実に努めるとともに、シルバー人材センター、老人クラブの支援を継続します。

5. 障害者の地域生活を支える支援の充実

ライフステージの各段階で、住まいや働く場、活動の場など、必要な障害福祉サービスの提供体制と相談支援体制を確立します。障害者の就労支援を進め、障害者の自立と社会参加を推進します。

6. 障害児者のライフステージに応じた一貫した支援の推進

関係機関、事業所、関係団体等との連携により、障害児者のライフステージに応じた一貫した支援を継続的に推進します。

7. セーフティネットの構築

市民が健康で安心して暮らせるよう、生活保護制度などのセーフティネットを整備します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市高齢者保健福祉計画

鎌倉市障害者基本計画

鎌倉市障害福祉サービス計画

(1) 健康福祉

② 市民の健康と安心づくりの推進

～市民が主体的に健康づくりに取り組める環境の整備を進めます～

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・不適切な食生活や運動不足等により、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病の発症者が増えています。
- ・有病者数が増加している生活習慣病の発症や進行を予防・改善することにより、健康寿命を伸ばして生活の質を維持することが、医療費の抑制の観点からもますます重要となっています。
- ・育児不安等に悩む家庭が増えています。
- ・若年や高年などのハイリスク妊婦が増えています。
- ・ストレス社会の進行により、うつ病やアルコール依存症など心の病にかかる人が増えています。
- ・東日本大震災をきっかけに、地震等に対応するための災害時医療体制の見直しに伴い、地域防災計画の改定にあわせて、災害時医療救護マニュアルを見直しています。
- ・多様化するライフスタイル等により、本市の出生数はここ数年横ばい状態ですが、少子高齢社会がますます進んでいます。
- ・国民皆保険制度のもと、健康で安心した生活が送れるよう、安定した国民健康保険の運営が求められています。

<課題>

- ・生活習慣病の発症者の増加
- ・市民の出生数の減少
- ・ライフステージに応じた健康づくり事業、相談事業等の充実
- ・心の健康づくりの推進
- ・災害時医療体制の整備
- ・救急医療体制の充実
- ・安定的な国民健康保険制度の推進

◆目標とすべきまちの姿

健診事業や健康教育が充実し、市民一人ひとりが心身ともに健康な状態で豊かな生活を送り、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境が整備されています。

災害時の救護所の設置など、医療救護活動を迅速かつ的確に行えるような体制が整備されています。

◆主な取組

1. 市民の健康づくりの支援

すべての市民が、主体的かつ積極的に自らの健康づくりに取り組めるよう、乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた健康づくりを支援するため、健康診査の充実をはじめ、必要な保健福祉サービスの提供、スポーツ施策等との連携など、体系的な取組を進めます。

2. 健診事業や健康教育の充実

生活習慣病防止のため、若年層に対する意識啓発や健診の受診率向上への取組、地域ごとの健康づくり事業や健康相談事業を充実させます。

3. 保健・医療・福祉サービスの利便性の向上

保健・医療・福祉サービスが利用しやすいように、相談窓口や広報の充実、手続きの簡素化、市民組織の活用、保健・福祉情報システムの整備などを図ります。また、ハイリスク妊婦や保護者の子育ての不安を解消するため、健康相談、家庭訪問等を積極的に進めます。

4. 心の健康づくりの推進

心の健康について関係機関等と連携を持ち、気軽に相談できる体制や情報提供などの適切なサービスが受けられる体制の充実に努め、いのちの大切さを伝えます。

5. 災害時の医療救護活動の充実

「鎌倉市地域防災計画」の改定にあわせ、救護所の設置など、医療救護活動を迅速かつ的確に行えるよう、体制を整備します。

6. 医師会立産科診療所の運営の充実

市民が市内で安心して出産できるよう、「ティアラかまくら」への支援を行います。

7. 救急医療サービスの充実

救急医療サービスの情報提供や、休日夜間急患診療所の小児科医の確保に努めます。また、救急医療体制の充実を図ります。

8. 安定的な国民健康保険制度の推進

医療費の適正化を図るとともに、安定的な国民健康保険制度を推進します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市健康福祉プラン

鎌倉市地域防災計画

鎌倉食育推進計画

(2) 子育て

① すべての子育て家庭への支援

～子育てを支援する環境づくりを推進します～

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・少子化と核家族化が進行し、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、家庭や地域での子育て力の低下が懸念されるなど、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ・育児放棄など虐待件数が増加傾向にあり、その背景として、育児不安等に悩む家庭が増加している現状があります。
- ・早期から発達などに特別な支援が必要な子どもが増加している現状があります。

<課題>

- ・子育て家庭の多様化に対応する支援の充実
- ・待機児童への対応
- ・子育てに必要な情報の提供
- ・地域全体としての子育て支援体制の確立
- ・児童虐待予防、早期発見に向けた取組
- ・特別な支援が必要な子どもへの支援の充実

◆目標とすべきまちの姿

次代を担う子どもたちが健やかにのびのびと成長できるよう、子育て家庭への支援の充実が図られており、また、支援ネットワークを通じて、支援サービスに係る情報提供が積極的に行われています。

地域や関連機関との連携など、子育てに関する相談体制の充実が図られ、育児放棄や児童虐待は少なくなっています。

◆主な取組

1. 子育て支援サービスの充実

多様化する子育てニーズに対応するため、各種相談事業や家庭訪問、小児医療費助成などを引き続き実施し、さまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。

2. 待機児童対策の推進

民間施設の運営支援や、既存保育所との連携による家庭的保育の充実など、待機児童対策を推進します。

3. 子育て支援情報の提供

現在子育てを行っている家庭や、これから子育てを始める人たちに必要とされる情報の把握に努め、子育て支援情報の積極的な提供を行います。

4. 協働による子育て支援ネットワークの整備

子育て家庭に対する、市民やNPOとの協働による子育て支援のネットワークづくりを進めます。

5. 関連機関との連携による発達支援システムネットワークの推進

発達に特別な支援が必要な子どもの相談、早期発見及び早期からの支援を、保健、医療、福祉、教育などと連携をとりながら実施します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市次世代育成きらきらプラン
(仮称) 鎌倉市子ども・子育て支援事業計画
鎌倉私立保育園の民営化計画
鎌倉市子どもの家運営指針

(2) 子育て

② 子育て支援施設の整備

～子育て環境の充実を図るため子育て支援施設の整備を推進します～

健
や
か
で
心
豊
か
に
暮
ら
せ
る
ま
ち

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・次代を担うすべての子どもたちが健やかに育つように、地域の子どもたちや子育て中の親子が集まり、自由に遊べる施設の整備が求められています。
- ・現在の経済情勢や共働き世帯等の増加により、家庭での保育が困難な児童が増加しており、保育の需要が高くなっています。また、就学後の子どもの家（学童保育）の利用希望者も増加しています。

<課題>

- ・多様化する子育て支援への対応
- ・待機児童への対応
- ・子どもの家（学童保育）利用の増加への対応

◆目標とすべきまちの姿

子ども会館や子育て支援センターなどの子育て支援施設の充実により、すべての子どもたちが健やかでのびのびと成長できる環境が整っています。また、保育施設の整備が進み、待機児童数が減少しているとともに、子どもの家（学童保育）の利用者数の増加に対応した施設の整備が図られています。

◆主な取組

鎌倉市公共施設再編計画基本方針を踏まえて以下の取組を行います。

1. 子ども会館・子育て支援センターの整備

遊びを通して相互の交流が図られ、社会性が身につけられるよう、子ども会館を整備し、充実を図るとともに、親子で気軽に集い、うち解けた雰囲気の中でくつろげる子育て支援センターを整備し、充実を図ります。

2. 待機児童対策施設の整備

幼稚園と保育園の長所を活かした認定こども園の設置など、保護者の多様なニーズに応じた施設整備を進め、待機児童の減少を進めます。

3. 子どもの家（学童保育）施設の整備

子どもの家（学童保育）の需要の増加に対応するため、施設の整備、充実を図ります。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市次世代育成きらきらプラン
（仮称）鎌倉市子ども・子育て支援事業計画
鎌倉私立保育園の民営化計画

(3) 学校教育

① 安全・安心で開かれた学校づくり

～家庭・学校・地域が連携して、児童生徒が安心して学び生活ができ、安全で開かれた学校づくりを進めます～

健
や
か
で
心
豊
か
に
暮
ら
せ
る
ま
ち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・学校は、必要な学力や体力、道徳性等を確実に育成する教育を行うため、児童生徒の知・徳・体にわたるバランスのとれた成長を目指し、家庭や地域との適切な役割分担を図りながら、活気ある教育活動を展開しています。
- ・大きな災害や学校内外で子どもに関わる事件等が全国各地で発生しています。児童生徒が安全な学校や地域環境で安心して学べるように、学校のみでなく、家庭と地域との連携のもとで取り組むことが重要とされています。
- ・「総合的な学習の時間」における外部講師や「外国語活動」における小学校英語サポーターなど、地域力を活用した学校づくりが進められています。

＜課題＞

- ・組織的・計画的な教育活動の充実
- ・家庭・学校・地域が一体となった防犯・防災体制の推進
- ・学校情報の発信の充実と家庭・地域との情報共有の推進

◆目標とすべきまちの姿

児童生徒が教職員や友人との信頼関係を築き、楽しく活気ある学校生活を送っています。家庭や地域社会が学校教育に求めるだけではなく、それぞれ本来の役割を担い児童生徒の育成を図っています。

また、学校・家庭・地域が協力して、すべての児童生徒が安心して過ごせる安全な学校づくりへの取組が進んでいます。

◆主な取組

1. 連続した児童指導・生徒指導体制の充実

各中学校区で、「目指す子ども像」を共有し、9年間を見通した小・中学校が連携した教育を推進し、教科等指導のみならず、生活面での育ちの場面で共通認識のもと、取組を進めます。

2. 家庭・地域との連携・協力体制の充実

学校情報の発信の充実が図られ、家庭や地域と相互の情報を一層共有し、「地域に開かれた学校」づくりを、家庭・地域・学校評議員等の理解・協力・支援を受け、推進します。また、「地域とともに歩む」学校づくりを進めます。

3. 防犯・防災・安全教育の推進・充実

各種災害の避難訓練、侵入者対応訓練、交通安全教室等を通して、「自分の身は自分で守る」ことができる児童生徒を育成します。家庭・地域・関係機関との連携をより図ります。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

かまくら教育プラン

(3) 学校教育

② 教育内容・教育環境の充実

～教育内容を充実させ、児童生徒に学習の基礎・基本の確実な定着を図るとともに、児童生徒の豊かな人間性や健やかな心と体を育みます～

健
や
か
で
心
豊
か
に
暮
ら
せ
る
ま
ち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・文部科学省の「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」のいわゆる「生きる力」を育むため、学習指導要領においては、知識・技能の習得だけではなく、課題をみつけ、その解決法を見出す力を育むという方針が示されています。そのため、「覚える学力」から「考える学力」をつけるために、基礎・基本の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲の向上への取組が進められています。
- ・現代の子どもたちは、運動の大切さや体力の維持・向上への関心が薄くなっているといわれています。また、児童生徒に規則正しい生活習慣を身に付けさせ、心と体を健やかに育成することが必要です。
- ・大量退職・大量採用に伴う経験の浅い教員の急増、いじめ・不登校等の問題が全国の教育現場で顕在化しています。
- ・本市においては、従来から少人数教育を推進してきましたが、義務教育標準法の改正により、小学校1年生の学級人数の上限が引き下げられるなど、少人数教育を推進する方針が示されました。
- ・文部科学省からの通知（平成 19（2007）年4月1日）「特別支援教育の推進について」により、特別支援教育が法的に位置づけられました。本市では、特別支援教育の基本的な考え方を平成 23（2011）年度にまとめ、推進しています。

＜課題＞

- ・組織的・計画的な授業づくりの充実
- ・教職員の実践的指導力の向上
- ・個性に応じた教育内容・指導・支援体制の充実
- ・歴史的遺産や文化・芸術にふれる学習の推進
- ・児童生徒の問題行動に係る背景の複雑化への対応
- ・少人数学級の推進と少人数指導のさらなる充実
- ・いじめ、不登校等問題の解決に向けた相談・支援事業の推進
- ・特別支援教育の充実
- ・教職員の指導力等向上のための研修等の充実

◆目標とすべきまちの姿

教育機関の連携、教職員の研修等の取組により、教育内容の充実が図られています。また、指導方法の研究が進むとともに、少人数学級が実現され、確かな学力の定着と家庭学習の習慣化、学習意欲の向上が図られています。

すべての児童生徒が就学している状況にあり、児童生徒の支援・相談体制の充実、食育の推進により、いじめや不登校などの問題も少なくなり、多様な状況にある児童生徒の心身は、健康な状態が保たれています。また、障害の有無に関わらず、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズにあった教育環境で、個に応じた教育が行われています。

◆主な取組

1. 教育内容の充実

児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、教職員の指導力の向上を図りつつ、一人ひとりに応じたきめ細かな教育を進めます。また、自然環境と歴史的遺産に恵まれた学習環境のもとで、自ら学び、考える力を育成するとともに、自主性や社会性を身に付け、社会の一員としての責任感をもって、幅広い分野で活躍できる子どもたちを育成できるよう、各学校が創意工夫を活かした多様な教育活動を展開します。

児童生徒が他人を思いやる心や社会性等を身に付けることができるよう、総合的な学習の時間や特別活動等の中でボランティア活動を行うとともに、道德教育の充実に努めます。

2. 就学援助の実施

経済的な理由により就学が困難とならないように、引き続き就学援助を行います。

3. 児童・生徒指導の充実

社会性・規範意識を高め、豊かな心と社会の一員としての自覚を持てるよう、小・中学校及び各機関との連携のもと、きめ細かな児童・生徒指導を進めます。教育相談の機能の充実、スクールソーシャルワーカーの配置による問題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築などの支援・対応、不登校児童生徒への教育的支援をさらに充実させます。

また、学校・教育委員会・家庭・地域・本市の連携体制を築き、経済的な問題による就学困難者への支援、不登校児童生徒への教育的支援、いじめ問題への対応などにあたります。

4. 学校における食育の推進

家庭と連携を図り、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい生活習慣を身に付けさせるため、食育に関する指導の充実を図ります。

また、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、地場産物の活用や米飯給食の充実に努めます。

5. 特別支援教育の充実

家庭・学校・地域・医療・福祉等の関係機関が協力し、障害の有無に関わらず、地域のなかで共に育つことを喜び合える環境づくりをめざします。

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、個に応じた教育が行えるよう、公立小・中学校全校に特別支援学級を設置することや、支援の専門家の派遣、人的支援の拡充等、特別支援教育充実に向けた取組を進めます。

③ 学校施設の整備

～児童生徒が健康で安全な学校生活をおくる場としての整備を進めます～

健
や
か
で
心
豊
か
に
暮
ら
せ
る
ま
ち

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・鎌倉市立小・中学校全 25 校のうち、大船中学校を除いた 24 校の校舎・体育館については、平成 22（2010）年度をもって耐震化が図られています。なお、大船中学校については、平成 27（2015）年度中の竣工をめざして改築事業を進めています。
- ・学校施設の改築又は延命化、非構造部材（天井材等内外装材及び照明器具等附帯設備）の耐震対策、トイレ及び給食室のリニューアル、ユニバーサルデザイン化、エコスクールの推進、少人数学級編成、特別支援学級の全校設置など、施設の老朽状況、新たな視点・教育方針又は関係諸法令に対応した整備が求められています。

<課題>

- ・耐用年数を超過し、老朽化が進行する学校施設の改築又は大規模改修
- ・新たな視点・教育方針又は関係諸法令に対応するために必要な整備

◆目標とすべきまちの姿

平成 22（2010）年度をもって既に完了している学校施設（校舎・体育館）の構造体の耐震補強に加えて、非構造部材の落下防止等耐震対策が講じられているため、児童生徒が安全かつ安心に学習できる環境が整備されています。

また、トイレ等衛生設備の整備など、健全な学習環境の構築に資する取組が進められています。一部の学校においては、エコスクールの推進に向けて、太陽光発電設備又は LED 等次世代型照明器具が導入されています。

◆主な取組

1. 学校施設の整備

- （１）耐用年数を超過し、老朽化の進行する学校施設について、改築事業との整合性を考慮しながら大規模改修による延命化を図ります。なお、大規模改修による延命化を図ることが困難な学校施設については、鎌倉市公共施設再編計画基本方針との整合性を考慮しながら、改築事業の実施について検討します。
- （２）健康で安全な学習環境を構築するため、非構造部材の耐震対策、明るく清潔感のある快適な衛生設備の整備を図るとともに、普通・特別教室への冷房設備設置について検討します。

(4) 青少年育成

① 青少年の育成・支援

～地域の担い手となる青少年を育成します～

健やかで心豊かに暮らせるまち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・終身雇用制の崩壊と非正規雇用の増加、不登校や高校中退者、ひきこもりの数の高止まり、学校や職場のどこにも所属できない若者の増加など、青少年が抱える課題から、青少年を取り巻く社会のあり方が問われています。
- ・平成 21（2009）年に子ども・若者育成支援推進法が制定されたことを受け、本市では、平成 23（2011）年 8 月に鎌倉市子ども・若者育成プランを策定しました。このプランでは、青少年が大人へと成長するための特に重要な取組として、青少年の居場所づくり、支援体制の充実、子ども・若者による社会参画の推進を掲げています。
- ・関係機関と一体となって教育相談を実施し、非行防止に努めています。

＜課題＞

- ・家庭・学校・地域・行政が一体となった取組の推進
- ・青少年の居場所づくり
- ・相談・支援体制の充実
- ・社会参画の推進
- ・家庭における教育機能の強化

◆目標とすべきまちの姿

青少年が夢や希望をもってさまざまなことに挑戦し、多くの人の支えや関わりの中で、地域を支えられるような大人に成長するための環境が整備されています。

青少年会館を拠点として定期的に講座が開催され、そのなかでさまざまな世代の交流が活発に行われています。

◆主な取組

1. 青少年活動の推進

- (1) 各種講座の開催を通して学ぶ機会を提供し、あわせて、子どもだけでなく、保護者相互などの世代間交流ができる場づくりに努めます。
- (2) 青少年育成団体やその指導者を育成・支援することにより、地域で青少年を育成する風土を醸成します。
- (3) 各種講座などさまざまな機会を捉えて、幼少期の親子の関わり大切さを伝えるほか、家庭における教育機能を充実するため、さまざまな調査・検討を行います。

2. 青少年の居場所づくりの推進

青少年会館など公共施設をはじめ、さまざまな資源を活用して、青少年が楽しみながら成長できる場を提供します。また、さまざまな講座を通して参加者同士の交流を促進し、青少年会館が青少年の居場所となるように有効活用します。

3. 相談・支援体制の充実

困難を抱える子ども・若者に対し、関係機関との連携による相談・支援を充実します。

4. 社会参画の推進

子ども・若者による社会参画を図るために有効な施策を検討するとともに、これまで行っている事業の充実を図ります。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市子ども・若者育成プラン

(5) 生涯学習

① 多様な学習機会の提供と学習成果の活用

～多様で充実した学習機会の提供と学習成果を活かすことのできる環境を整備します～

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・教育基本法の改正により、国民の一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会・場所において学習することができ、その成果を適切に活かせる生涯学習社会の実現を図るべきであることが規定されました。
- ・自由時間の増大や生活・教育水準の向上、高齢社会の進行などに伴い、本市においても、市民の学習ニーズが多様化・高度化しています。
- ・国際化、少子高齢社会、高度情報化、食育など現代社会が抱える多種多様な課題が顕在化し、これらに対する市民の関心が高まっています。
- ・少子化や核家族化、都市化などにより、地域における地縁的な人間関係が希薄化するなかで、生涯学習の果たす役割の重要性がますます高まっています。
- ・本市にあっては、人材や歴史文化資源が豊かであり、恵まれた自然と共に学習資源としての活用が求められています。

＜課題＞

- ・多様化・高度化し増加する市民の生涯学習ニーズへの対応
- ・豊富な人材や豊かな歴史文化資源の活用
- ・現代的課題に対応した学習機会の提供
- ・生涯学習を通じた市民の居場所づくり
- ・市民参画の推進と、地域性を活かした学習交流の支援
- ・学習成果の活用

◆目標とすべきまちの姿

大学や高等学校、地方公共団体、NPO法人など民間事業者を含む生涯学習関係団体との連携により、多様で効果的な学習プログラムが市民に提供され、すべての市民が、生涯のいつでも、等しく、自由に学習機会を選択して学ぶことができます。

また、その成果が適正に評価され、さまざまな形で活かすことのできる生涯学習社会が実現しています。

子どもから高齢者まで幅広い年代の方々が地域での学習に取り組み、そのなかで多様なコミュニティが形成され、地域が主体となって生涯学習を推進しています。

◆主な取組

1. 多様な学習機会の提供と学習成果の活用

- (1) 市民の多様な学習ニーズに応じた、広い視野に立った多様で質の高い学習プログラムを展開するとともに、学んだ成果を活かすことのできる環境の整備に努めます。
- (2) 本市の持つ豊かな自然や歴史文化環境など、地域の特性を活かした学習機会の提供に努めるとともに、現代的課題についても学ぶことのできる学習機会を充実します。
- (3) それぞれの地域での自主的な学習活動や、ボランティア活動を支援し、地域における市民の学習交流を促進します。

2. 学習支援体制の整備・充実

市民の生涯にわたる学習活動を支援するため、さまざまな分野の生涯学習指導者を活用するとともに、図書館、鎌倉国宝館などの本市の施設、大学などの高等教育機関、民間教育事業者、関係機関などと連携を図りながら、広範な学習情報の収集・提供や学習相談の充実など、総合的な学習支援体制の整備を行います。

3. 地域における学習交流機会の提供

地域の特色を活かしながら、子どもの居場所づくりなど、世代を超えて市民同士がふれあい、交流できる学習交流の機会を拡充します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市生涯学習プラン

(5) 生涯学習

② 学習環境の整備・充実

～市民が主体的に学習できる場づくりを進めます～

健
や
か
で
心
豊
か
に
暮
ら
せ
る
ま
ち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・高齢社会の進行、社会環境の変化に伴い、今後も市民の学習ニーズはますます高まると予測されます。
- ・情報技術の進展や社会的課題の変容に伴い、生涯学習施設に求められる役割（電子図書館構想など）も変化してきています。
- ・本市においては、人材や歴史・資料等が豊かであり、他市と比較しても学習資源が豊富にあるといえます。

＜課題＞

- ・生涯学習施設の計画的な整備
- ・市民の学習ニーズや社会環境の変化に対応した、生涯学習施設の整備

◆目標とすべきまちの姿

生涯学習センター、図書館など本市の生涯学習施設が充実し適正に整備され、利用しやすい魅力ある施設となっています。また、市民が自らの学習内容にあわせて、本市の生涯学習施設、関係機関、学校、民間施設などを効果的に活用することができるなど、学習の場が十分に確保されています。

毎年、多くの市民が生涯学習センターを利用し、自らの興味関心にそって自発的に学習する習慣が広がっています。

◆主な取組

1. 生涯学習施設の連携・活用

すべての人の生涯学習を保障するため、生涯学習センターを核として、鎌倉国宝館などの本市が保有する生涯学習施設との連携に努めるとともに、関係機関や学校、民間施設の活用を図ります。

また、本市の財政状況、人口動態などの社会情勢や、市民ニーズ、施設の老朽化などを踏まえて、生涯学習施設全体の効率的、効果的な活用を図ります。

2. 生涯学習センターの整備・充実

今後とも高まると想定される市民の学習ニーズに対応するため、鎌倉市公共施設再編計画基本方針を踏まえ、計画的に施設整備に努めるとともに、効率的な施設運営を図ります。

3. 図書館の整備・充実

次代を担う子どもたちから高齢者まで、すべての市民の知る権利を保障するため、資料の充実と情報提供機能の拡充を進めます。全国有数の歴史的遺産を継承するため、鎌倉に関する資料の収集と調査研究体制の充実を進めます。

電子図書館については、ニーズにあわせその導入を検討します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市生涯学習プラン
サービス計画の核となる鎌倉市図書館の方向性と方針
第2次図書館サービス計画
第2次鎌倉市子ども読書活動推進計画

(6) スポーツ・レクリエーション

① 市民スポーツ・レクリエーションの推進

～市民のスポーツ実施率の向上を図ります～

健やかで心豊かに暮らせるまち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・近年、スポーツに対する考え方も大きく変化し、学校体育、競技スポーツにとどまらず、健康・体力づくり、レクリエーション、自然とのふれあい、市民間の交流など多彩に行われるとともに種類そのものも多様化しています。
- ・平成 23 (2011) 年 8 月、従来のスポーツ振興法を全面改正したスポーツ基本法が制定され、その基本理念で、国民のスポーツ権が保障されるとともに、地方公共団体については、スポーツ行事の実施と奨励など必要な施策を講じるよう努めることとされました。また、平成 24 (2012) 年 3 月には、スポーツ基本法第 9 条の規定に基づき、スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国においてスポーツ基本計画が定められました。
- ・本市においても国のスポーツ基本計画に基づき、より一層のスポーツの推進に計画的に取り組んでいくことが求められています。

＜課題＞

- ・ライフステージに応じたスポーツ環境の整備
- ・スポーツへの参加の年齢層の偏り
- ・関係団体への指導・支援の充実や団体との連携強化
- ・競技力向上に対する支援策の拡充
- ・地域のスポーツ環境の整備
- ・豊かな自然（海・森林など）と歴史を活用したスポーツの啓発
- ・スポーツにおける安全の確保

◆目標とすべきまちの姿

市民が今まで以上に身近にスポーツ活動に取り組めるようスポーツ環境の整備が進んでいます。

また、より一層のスポーツ行事の実施と奨励により、市民のスポーツに対するニーズやライフステージに応じたスポーツ活動が推進されることにより、市民のスポーツ実施率が向上し、スポーツ活動が充足されています。

◆主な取組

1. 市民スポーツ・レクリエーションの推進

すべての市民が身近なところで、気軽に参加でき、また自ら主体的にスポーツ・レクリエーションが行えるよう、場の提供や指導、情報提供を行います。

2. 自然のなかで行うスポーツ・レクリエーションの推進

鎌倉のもつ豊かな自然（海・森林など）とふれあいながら行うスポーツ・レクリエーションの普及・推進を図るため、野外活動の普及・奨励に努めます。

3. 市民のライフステージに応じたスポーツ環境の整備

幼児から高齢者までを対象とした体力・健康づくり教室や運動・体力相談事業などのイベントや教室を開催し、すべての市民が自ら生涯スポーツが継続できるよう、気軽に楽しめる環境の整備を行います。

4. 競技スポーツの活性化

鎌倉ゆかりのトップアスリートとの交流会や教室を開催し、幼少期から競技スポーツのきっかけづくりを支援します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市スポーツ振興基本計画

(6) スポーツ・レクリエーション

② スポーツ施設の整備

～スポーツ施設の整備を進めます～

健
や
か
で
心
豊
か
に
暮
ら
せ
る
ま
ち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・本市のスポーツ施設の設置数は、同規模の地方公共団体と比較すると不足しています。
- ・十分な規模を有するスポーツ施設がないため、市民大会を開催する場合などにおいて、その運営に苦慮しています。
- ・こもれび山崎温水プールは、本市で初めてP F Iを活用した施設として平成 17（2005）年 2 月に供用開始して以来、民間事業者のノウハウを活用したプログラムの提供や計画的な施設修繕等により市民サービスの向上に努めています。
- ・鎌倉体育館、大船体育館、鎌倉武道館及び見田記念体育館については、平成 20（2008）年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者による適切な施設管理や各種スポーツ教室の実施等により市民サービスの向上に努めています。

＜課題＞

- ・スポーツ施設の整備
- ・既存施設の機能の充実

◆目標とすべきまちの姿

市民ニーズの高いスポーツ施設が整備され、民間のノウハウも活かした幅広い施設運営により、市民のスポーツ活動が充足されています。

◆主な取組

1. 競技スポーツのための施設の整備

競技スポーツの推進を図るため、公式競技の開催が可能な施設の整備の実現に努めます。また、整備にあたっては、P F I 等民間活力の導入や、施設の複合化等について検討します。

2. 既存のスポーツ施設の機能の充実

既存のスポーツ施設をより利用しやすくするため、鎌倉市公共施設再編計画基本方針を踏まえ、施設の改修や設備の導入又は更新を検討します。

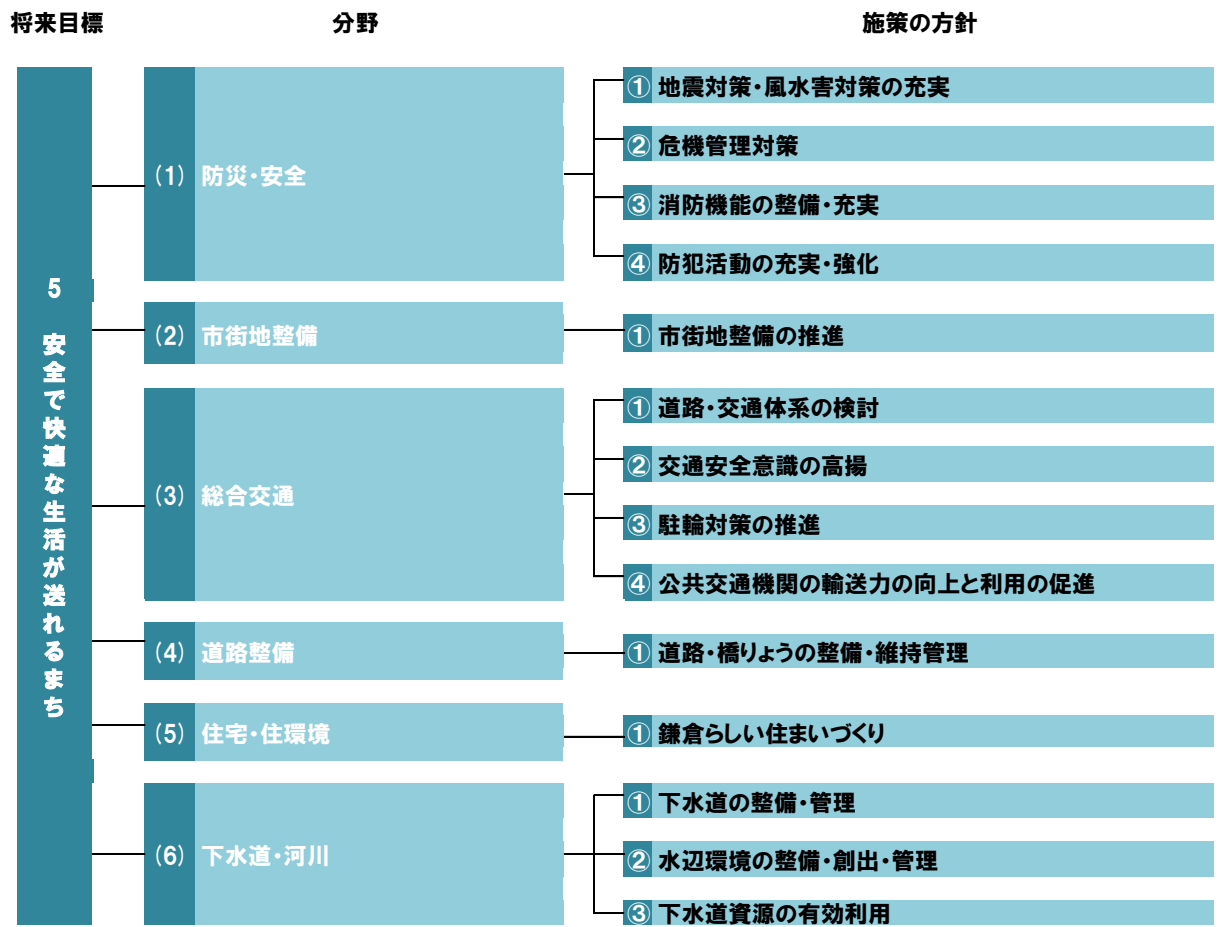
3. 市民スポーツのための施設の整備

民間施設の借用・県や他市町との広域利用も含め、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境を整備します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市スポーツ振興基本計画

◆ 第5章 安全で快適な生活が送れるまち



(1) 防災・安全

① 地震対策・風水害対策の充実

～自然災害対策が講じられ、安心して暮らせるまちをめざします～

安全で快適な生活が送れるまち

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・開発等による中高層建築物の増加など、都市形態の変容に伴い災害も複雑多様化しています。一方、歴史的遺産をもつ古都として、また、風光明媚な海岸線等を有する観光地として、年間を通じて外国人を含む多くの観光客があり、これら観光客や文化財を災害から守る取組も進めています。
- ・東海地震や南関東地震の発生が懸念されるほか、首都圏直下型地震については、とりわけ都市機能がマヒするなど甚大な被害に発展することが予想されています。
- ・地震・津波や台風などの自然災害をはじめ、国内外を問わず発生する社会的災害への対策も講じています。
- ・災害に強いまちづくりに向け、新耐震基準以前に建築された戸建住宅等の安全性の確認が求められ、確保に努めています。
- ・東日本大震災をきっかけに、津波対策、情報伝達体制の充実、観光者帰宅困難者対策などさまざまな課題が明らかになっています。
- ・地震被害想定が高くなったことに伴い、災害に対する備えを充実する必要が生じています。
- ・災害に対する市民の意識が高まっているため、スピード感を持った対応が求められています。
- ・本市はその地形的特色から、建物の背後のがけや急傾斜地等、住民の日常生活を脅かすおそれのある危険な箇所が数多くあります。
- ・洪水ハザードマップで予測されている浸水地域を中心に、雨水貯留施設の整備など排水対策を進めています。
- ・局地的豪雨が多発している一方で、山の管理がされずに住宅地そばまで大木が成長しているケースがあり、土砂災害は増加しやすい傾向にあります。また、土砂災害ハザードマップを配布したことで、土砂災害への市民の関心が高まっています。

<課題>

- ・地震・津波の避難対策
- ・情報伝達体制の充実
- ・帰宅困難者対策
- ・災害時要援護者対策
- ・戸建住宅等の耐震化の推進
- ・緊急輸送路沿道及び不特定多数の利用に供される特定建築物やマンション等の耐震化の推進
- ・がけや急傾斜地の崩壊防止工事及び防災工事の推進
- ・所有者不明の山林のがけ崩れや管理されない樹木の倒木等の多発
- ・浸水対策の推進

◆目標とすべきまちの姿

耐震化など災害に強いまちづくりが進み、災害時の情報伝達体制も十分に生まれ、市民が避難経路などを十分に理解し、大地震が生じた場合にも、すぐに安全な場所へ避難できるようになっています。また、避難場所までの避難路は、建物の倒壊による閉塞をきたさないよう、機能が確保されています。

帰宅困難者に対するものを含めて、十分な避難所や災害物資が確保されています。

また、災害時要援護者に対する共助などを含めて、自主防災組織を中心とした、市民同士の助け合いが行われます。また、被災した場合には、災害支援協定を結んでいる他市からの支援があり、市民はこれらの支援を受け、より安心して災害対応できる状況となっています。

さらに、台風や集中豪雨などの風水害が発生した場合でも、がけ・急傾斜地に対する防災工事が適切に行われており、市民の生命・財産は安心して守られている状況になっています。

◆主な取組

1. 総合的な防災体制の強化

総合的な防災体制の強化を図るため、市民はもとより、観光客も視野に入れ、避難所（ミニ防災拠点）をはじめとした防災施設・設備の充実整備を図るとともに、食糧、飲料水等の備蓄を進めます。

2. 地域の防災意識の醸成

- （１）減災対策の推進を図るため、市民に対する防災知識の普及啓発を図り、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という基本的理念にそって、自主防災組織の育成強化に努めます。
- （２）災害情報の収集、伝達など日頃から市民、事業者、防災関係機関、医療機関との連携及び協力体制の整備を図ります。

3. 地震・津波の避難対策

- （１）避難路の整備により、避難体制の安全性確保に努めます。
- （２）震災時の避難経路や避難方法について、講習会や避難訓練を通じて市民に周知します。
- （３）新たな避難所の指定について、施設管理者と調整を行います。

4. 情報伝達体制の充実

防災行政用無線を災害情報提供の柱としつつ、並行してさまざまな補完対策を講じることにより、情報伝達体制の充実を図ります。

5. 災害に強い安全な住環境の確保

- （１）災害に強いまちづくりを推進するため、民間住宅に対する耐震診断を促進するための相談窓口の充実や診断料の補助を行うほか、既存マンションの適正な管理及び円滑な建て替えが図れるよう誘導、支援を行います。
- （２）緊急輸送路沿道や不特定多数の利用に供される特定建築物の耐震化対策、落下物・ブロック塀対策などを推進します。

6. 災害時要援護者対策

国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」をもとに、個人情報に配慮しつつ災害時要援護者の情報を庁内で共有・把握するとともに、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制を整備します。

7. がけ・急傾斜地対策の推進

- (1) がけ・急傾斜地については防災工事の施工に関し、国・県へ働きかけるなど達成率の向上を図ります。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域指定の促進や既成宅地等防災工事資金助成を通じて、予防対策の推進を図ります。
- (3) 市民の防災工事資金助成制度の利用促進を図ります。

8. 浸水対策の推進

市内の浸水箇所の解消を図るため、浸水対策を進めます。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市地域防災計画
鎌倉市耐震改修促進計画

(1) 防災・安全

② 危機管理対策

～あらゆる危機事象に備えた対策が講じられ、安心して暮らせるまちをめざします～

安全で快適な生活が送れるまち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・近年、国内外で地震や風水害などの自然災害に加えて、市民の安全安心を脅かす様々な事態が発生しています。
- ・鎌倉市危機管理対処方針では、武力攻撃事態等や事件等の緊急事態への対応についての基本方針を定めています。
- ・鎌倉市国民保護計画では、武力攻撃事態やテロ行為などの発生時における対応を定めています。
- ・緊急事態発生時の情報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、市民等へ伝達される体制がとられています。
- ・新たな感染症や環境汚染などの緊急事態の発生が懸念されています。

＜課題＞

- ・武力攻撃事態やテロ行為の発生時における市民等への的確な情報提供と避難誘導
- ・国際情勢の変化に伴う、武力攻撃事態やテロ行為などの発生を想定した対策
- ・新たな感染症や環境汚染などの緊急事態への備え
- ・災害が発生した場合における業務継続の視点からの取組

◆目標とすべきまちの姿

武力攻撃事態やテロなどあらゆる危機事象を想定した体制が整備されており、市民の生命・財産は安心して守られている状況になっています。

◆主な取組

1. 危機管理対策の推進

- (1) 市民や観光客の生命、身体及び財産の安全を確保するため、国、県、近隣自治体、その他の関係機関と相互に連携・協力し、危機管理に係る対策を総合的に推進します。
- (2) 関係法令に基づく計画や危機管理対処方針に基づく各種計画に掲げる施策を効果的に推進するため、執行体制の整備と必要な資機材等の確保を図ります。
- (3) 職員及び市民の危機意識を醸成するため、危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修などを企画、立案し、積極的に取り組みます。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市危機管理対処方針

鎌倉市国民保護計画

鎌倉市緊急事態対策計画（総論編）

地震災害時業務継続計画（第1次）

(1) 防災・安全

③ 消防機能の整備・充実

～消防・救急・救助体制が充実し、市民が安心して暮らせるまちをめざします～

安全で快適な生活が送れるまち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・災害時の防災拠点となる消防施設の老朽化が進んでいます。
- ・通信の高度化に対応した消防救急無線のデジタル化を進めています。
- ・災害の未然防止と被害の軽減を図るため、火災防ぎょ訓練・研修の充実や救急・救助体制の強化、さらに市民の自主的防災意識の高揚、訓練に努めています。
- ・高齢社会が進行するなかで、高齢者を火災から守るため住宅防火対策を推進しています。

＜課題＞

- ・防災拠点となる消防施設の整備充実
- ・情報通信機能の高度化の推進
- ・救急・救助体制の充実・強化
- ・住宅防火対策の推進及び防火意識の高揚

◆目標とすべきまちの姿

消防施設は老朽化耐震対策が実施され安定的に火災等への対応がなされています。消防救急無線はデジタル化が図られ、緊急時にも適切な情報通信が可能となっています。

市民の防火・防災意識は高く、すべての一般住宅には住宅用火災警報器が設置され、災害時の避難誘導等の減災体制は消防団、自主防災組織などとの連携が効果的に行われています。

◆主な取組

1. 消防施設の整備・機能充実

災害時の防災拠点となる消防庁舎・消防団器具置場などの消防施設や設備の充実を図るとともに、消防の組織、機能の総合的な整備を図ります。

2. 情報通信機能の高度化の推進

情報通信機能の高度化を推進するため、消防救急無線のデジタル化を図るとともに、消防緊急情報システムの充実・強化に取り組みます。

3. 救急・救助体制の充実強化

- (1) 複雑、多様化する救急及び救助活動に対応するため、救急知識と救助技術の向上を図り、医療機関と連携した救急・救助体制の充実強化に取り組みます。
- (2) 市民に対し、応急手当の普及啓発活動を積極的に行います。
- (3) あらゆる災害から市民の生命財産を守るため、消防職員の高度な消防技術の維持向上をめざします。

4. 火災予防対策の推進

- (1) 火災による死傷者及び災害の減少を図るため、一般住宅への住宅用火災警報器の普及啓発を推進し、住宅防火対策を進めます。
- (2) 高齢者福祉施設など、災害弱者が利用している事業所への立入検査を強化します。
- (3) 自主防災組織などにおける消火・避難訓練を通じて防火意識の高揚を図るとともに、消防団が各地域において防火意識の高揚の担い手となるよう、消防団活動の充実を図ります。

(1) 防災・安全

④ 防犯活動の充実・強化

～犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちをめざします～

安全で快適な生活が送れるまち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・近年の都市化や社会環境の変化等から、地域コミュニティの機能や人々の規範意識等が低下し、犯罪の抑止効果が薄れてきています。
- ・市内の刑法犯認知件数は、平成 15（2003）年度をピークに減少を続けています。平成 23（2011）年における人口 1,000 人あたりの刑法犯認知件数は約 5.4 件と県内 19 市中最小値であるものの、自転車盗難等は依然として多く発生しています。
- ・振込め詐欺等の高齢者を狙った犯罪は、依然として多く発生しています。
- ・自治・町内会等が維持管理を行っている防犯灯は市内に約 17,000 灯あり、防犯の視点から照度アップなどが行われてきましたが、省エネルギーの視点による対応も始まっています。

＜課題＞

- ・市民一人ひとりの防犯意識の高揚
- ・地域コミュニティの活性化、地域防犯力の向上
- ・防犯に適したまちづくりの推進
- ・自主防犯活動の体制整備
- ・省電力型防犯灯への転換

◆目標とすべきまちの姿

市民の防犯意識は高く、積極的な地域防犯が図られています。地域防犯力の向上により、刑法犯認知件数は、引き続き減少傾向にあり、現在と同じく県内で最少の状況を保っています。また、犯罪が発生しにくい市街地の環境づくり等が進み、安全で安心して暮らすことができるまちづくりが推進されています。

◆主な取組

1. 地域防犯力の向上

- (1) 一人ひとりが防犯に対する意識を持つよう、防犯の啓発に努めます。
- (2) 子どもの安全確保のため、地域全体で見守るなどの活動を推進します。
- (3) 地域におけるさまざまな取組に、より積極的なアプローチを行い、その支援に努めるほか、ソーシャルネットワーク等多様な媒体を活用した犯罪発生状況や防犯対策等に関する情報提供に努めます。

2. 防犯に適したまちづくりの推進

犯罪のない市街地環境づくりをめざし、防犯の観点から、公共施設の管理や住環境づくりに努めるほか、自治・町内会等が行っている防犯灯の維持管理等への支援を継続します。また、社会情勢の変化や環境に配慮し、電力消費の少ない省電力型防犯灯への転換を促進します。

3. 自主防犯活動の体制整備

市民、本市、警察及び関係機関等が連携し、協力しながら、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン

(2) 市街地整備

① 市街地整備の推進

～まちづくりが計画的に進められていて、生活しやすい市街地を形成します～

安全で快適な生活が送れるまち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・ 少子高齢社会による人口構成の変化や、社会経済情勢の変化に柔軟に対応する持続可能な市街地整備が求められています。
- ・ 都市計画法、中心市街地活性化法の改正、都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）の施行など、まちづくりを取り巻く法制度等も変わっています。
- ・ 都市計画法に基づく鎌倉市都市マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）を平成10（1998）年3月に策定し、同増補版を平成17（2005）年3月に策定することで、本市の都市整備の目標として望ましい将来都市像を明確にしています。
- ・ 大規模な工場の撤退や縮小により、その跡地が共同住宅などに転換され、産業構造や都市基盤の整備に影響を与えています。
- ・ 敷地の細分化や連鎖的な開発事業が行われることによる住環境への影響等が懸念されましたが、まちづくり条例等の改正を行い、適正な土地利用の誘導を図っています。
- ・ 高度地区及び景観地区の指定により、一定のまち並み誘導を図っています。
- ・ 東日本大震災により、都市空間の脆弱性への対応が求められています。
- ・ まちづくり条例等の改正により、土地利用の一定の誘導を図っていますが、社会状況等の変化による新たな課題として、市街化調整区域において保養所や屋敷等の売却に伴う大きな敷地を利用した開発が行われるなどにより、周辺の住環境に影響が出ています。

＜課題＞

- ・ 社会経済情勢の変化に柔軟に対応する持続可能な市街地整備の実現
- ・ 地域特性を活かした、暮らしやすく、にぎわいのあるまちの再生・創造
- ・ 防災・減災への対応
- ・ 規制・誘導策の検討
- ・ 市民主体のまちづくりの推進

◆目標とすべきまちの姿

利便性の向上やまちの活性化をはじめ、市民が安全安心に暮らせ、災害に強く、快適なまちづくりの実現を図るため、計画的な土地利用や市民参画によるまちづくりに取り組んでいます。

市民のまちづくり推進のニーズをくみ取り、満足度を高められるよう柔軟に対応する持続可能な土地利用等の計画を推進しています。

◆主な取組

1. 都市マスタープランの推進

都市構造の主要な要素である市街地構造・土地利用、緑、交通、防災、拠点・ゾーン（拠点を結ぶ将来の都市構造上、重要な地区、新たな可能性のある地区）及び時代背景や震災復興を踏まえた将来都市像（都市マスタープラン）の実現に向け、関係機関との連携をはじめ、市民、事業者、NPO等と協働したまちづくりを推進します。

2. めざすべき土地利用の実現

- （1）まちづくり条例等に基づき、民間開発事業に対し適正な土地利用の誘導を図ります。一定規模以上の土地利用に対しては、さらなる事前調整の仕組みの見直しや内容の充実を図り、周辺の住環境や景観等に調和した計画へと誘導を図ります。
- （2）工業系用途地域内については、現状の工業系土地利用を維持・継承できるよう、規制誘導を図ります。
- （3）周辺の住環境や景観と調和しない建築物を抑制するため、地域の特性にあった都市計画制度等の活用を検討します。

3. 鎌倉駅周辺地区の都市整備

- （1）鎌倉駅周辺地区では、豊かな歴史的遺産と良好な自然環境を活かし、市民・来訪者が快適に共存できる、風格と活力ある古都鎌倉の玄関口の再生・創造をします。
- （2）鎌倉駅西口周辺地区では、駅前広場等の整備の実現に努めます。

4. 大船駅周辺地区の都市整備

- （1）大船駅周辺地区では、「大船駅周辺地区都市づくり基本構想」に基づいて、市民・事業者・大学・NPO等と協働して、大船駅直近、大東橋周辺、鎌倉芸術館周辺、南部の各地区において、都市基盤施設や都市環境の整備を推進します。
- （2）東口駅前では、道路施設、商業施設などの都市機能の強化と都市防災機能の向上を図るため、大船駅東口市街地再開発事業を進めます。
- （3）西口駅前では、横浜・鎌倉両市一体整備計画（案）の廃止を含めた取り扱いについて、県、横浜市と協議を進めます。

5. 深沢地域国鉄跡地周辺の都市整備

深沢地域国鉄跡地周辺では、鎌倉駅周辺、大船駅周辺と並ぶ第三の新しい拠点の創造をめざし、少子高齢社会への対応をはじめとした多様な都市機能の導入を図りながら、都市拠点の実現に努めます。

6. 既成市街地での都市整備の推進

腰越駅周辺、玉縄地域、北鎌倉駅周辺については、地域の課題を整理しながら、それぞれの地域特性を活かしたまちづくりに取り組みます。

7. 市民・事業者・NPO等との協働によるまちづくりの推進

- (1) 市民が自ら行動し、主役となるまちづくりの推進を図るため、市民の自主的なまちづくり活動への支援を行います。
- (2) 市民参画のもと、まちづくり関連条例やまちづくりに関する基本計画等を見直すとともに、それらを実現するための方策と推進体制の検討を行います。
- (3) 市民等との協働により、地域の個性や特色を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、都市計画の提案制度などを積極的に活用し、地区計画の指定等を図ります。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

深沢地域の新しいまちづくり基本計画
古都中心市街地まちづくり構想
鎌倉駅西口周辺まちづくり基本計画
大船駅周辺地区都市づくり基本構想（大船駅周辺地域総合整備構想）
大船駅南部地区のまちづくり基本方針
鎌倉芸術館周辺地区のまちづくり基本方針
（仮称）大東橋周辺地区まちづくり基本構想（案）
大船駅西口整備計画（鎌倉市域での整備計画）
大船駅東口第2地区基本計画（案）

(3) 総合交通

① 道路・交通体系の検討

～快適で安全な交通体系を確保します～

安全で快適な生活が送れるまち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・季節を問わず多くの観光客が訪れ、特に土・日・休日は著しく交通渋滞が生じている一方、本市の重要な施策の一つに、自然・歴史的環境の保全があることから、都市の骨格をなす幹線道路のうち、新たな都市計画道路等の整備は進んでいないのが実情です。本市には、39路線の都市計画道路がありますが、整備率は平成24（2012）年度末現在で約33%となっており、この都市計画道路を含む幹線道路の整備に関して、将来の社会動向予測を踏まえたうえで、見直しを図ることが求められています。
- ・鎌倉地域特有の都市構造ゆえに、自然・歴史的環境の保全と道路整備（ハード施策）の両立が難しいことから、鎌倉地域の交通環境の改善を目的に、交通需要マネジメント施策であるパーク＆ライド、鎌倉フリー環境手形等を実施しています。しかし、休日には依然として慢性的な交通渋滞が発生していることから、「鎌倉市交通計画検討委員会」を設置し、鎌倉地域の交通環境の改善に向けた検討を行っています。
- ・幹線道路の混雑やカーナビゲーションの普及により、生活道路が抜け道となり市民の安全性や快適な生活が損なわれています。

＜課題＞

- ・都市計画道路の見直し
- ・交通環境の改善
- ・歩行者を優先した交通体系の確立

◆目標とすべきまちの姿

地域の実情を考慮した都市計画道路の見直しが行われました。

自動車利用を抑制する等の交通需要マネジメント施策が進み、交通環境の改善が進んでいます。

地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系が構築されたことで、快適で安全な市民生活が確保されています。

◆主な取組

1. 交通体系の検討

- (1) 都市計画道路については、都市拠点の整備事業や鎌倉市交通マスタープラン等との整合を図るとともに、都市防災も考慮した道路網について検討します。
- (2) 自動車利用を抑制する等の交通需要マネジメント施策を進めることにより、交通環境の改善をめざします。
- (3) 生活道路への通過車両進入を抑え、快適で安全な市民生活を確保するため、地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系をめざします。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市交通マスタープラン

(3) 総合交通

② 交通安全意識の高揚

～交通安全意識を高め、交通事故を減らします～

安全で快適な生活が送れるまち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・交通事故の発生件数は年々減少傾向にあります。
- ・高齢社会の進行に伴い、交通事故による死傷者数全体に占める高齢者の割合が高くなっています。
- ・近年、健康志向や環境への負荷が少ないことなどから、自転車の利用者が増えていますが、一方で、自転車利用者の交通ルール・マナーの違反が社会問題となっています。

＜課題＞

- ・交通安全対策の推進
- ・交通事故防止対策の推進（特に高齢者）
- ・自転車利用者の交通ルール・マナーアップ教育の充実

◆目標とすべきまちの姿

交通安全意識の普及徹底などの取組を推進することで、交通安全対策の必要性を市民が認知し、市民の交通安全意識が高まっています。

関係機関、団体及び市民の協力により、交通事故の発生件数は年々減少しています。

また、自転車利用者の交通マナーが向上し、市民が安心して暮らせる快適なまちとなっています。

◆主な取組

1. 交通安全意識の高揚

関係機関、団体との連携により、交通安全意識の普及徹底など、総合的、効果的な交通安全対策を推進し、交通事故件数を減らします。

2. 交通事故防止運動

関係機関等と連携し、高齢者及び二輪車・自転車利用者への重点的な交通事故防止の取組を図ります。また、家庭、学校、職場、地域などでも交通安全教育を行います。

3. 自転車マナーアップ

小学生を対象とした自転車教室を実施し、運転技能及び交通安全意識の向上を図るとともに、保護者に対して、家庭での交通安全教育の徹底を呼びかけます。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市交通安全計画

鎌倉市自転車安全総合推進計画

(3) 総合交通

③ 駐輪対策の推進

～快適で安心できる駐輪環境を整備します～

安全で快適な生活が送れるまち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・自転車等の放置防止対策の実施により、一部の地域では放置状況の抑制がみられます。
- ・有料及び無料駐輪場（民間含む）が、J R鎌倉駅周辺に4箇所、大船駅周辺に10箇所、北鎌倉駅周辺に1箇所、湘南モノレール沿線に4箇所、江ノ電沿線に3箇所整備されています。

＜課題＞

- ・駐輪場の整備
- ・店舗等利用者の歩道等での一時駐輪に対する対策

◆目標とすべきまちの姿

必要な駐輪場が整備されていることにより、市民が自転車等を使って快適な移動を行っています。

放置自転車対策が強化されたことにより、歩行者が安心して歩ける空間が確保されています。

◆主な取組

1. 駐輪対策の推進

- (1) 鎌倉駅及び大船駅周辺で、関係機関との調整により、恒久的な駐輪場整備を進めます。
また、新たな自転車等放置禁止区域の設定にあたっては、地域の特性や今後の地域の市街地整備計画とも調整をとりながら進めます。
- (2) 店舗等利用者の歩道等への一時駐輪対策について、関係機関等との協力体制を検討します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市交通マスタープラン
鎌倉市自転車安全総合推進計画

(3) 総合交通

④ 公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進

～公共交通機関の利便性向上により快適な交通環境を確保します～

安全で快適な生活が送れるまち

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・本市は、J R横須賀線・東海道線・根岸線、江ノ島電鉄線、湘南モノレール線と鉄軌道に關しては充実しています。さらにJ R湘南新宿ラインの運行に伴い、鉄道輸送力の増強が図られました。しかし、ピーク時の混雑により利便性が低下することがあります。
- ・オムニバスタウン計画によりバス路線が整備され、交通不便地域の解消が図られています。が、ミニバスも走行できない地域もあります。
- ・バス路線は、鎌倉駅や大船駅を中心に住宅地を結んでおり充実していますが、土・日・休日の交通渋滞により、バスの定時運行の確保が難しくなっています。
- ・バリアフリーを促進し、すべての人が自由に安心して利用できる施設整備等が求められています。

<課題>

- ・公共交通機関利用の促進と利便性の向上
- ・交通不便地域の解消
- ・駅施設等のバリアフリー化

◆目標とすべきまちの姿

交通不便地域の解消やバスや駅のバリアフリー化が進められ、市民が快適に公共交通機関を利用するようになっていきます。

公共交通機関の利用が促進されることにより、生活道路の渋滞が緩和されています。

◆主な取組

1. 公共交通機関利用への転換の促進

交通渋滞の緩和及び地球温暖化防止等の環境保全の面から、公共交通機関利用への転換を促進する施策を、関係機関と協力しながら進めます。

2. 移動円滑化の推進に関する基本方針等の推進

ミニバスも走行できない地域の利便性の向上を図ります。

3. 駅等のバリアフリー化の推進

鎌倉市移動円滑化基本構想に基づき、公共交通事業者が実施する駅施設等の改善について支援します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市交通マスタープラン

(4) 道路整備

① 道路・橋りょうの整備・維持管理

～安全・快適な道路整備等に努めます～

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・市内の道路は、幅員が狭く、慢性的な交通渋滞や歩行者等の安全性が確保されていない状況です。また、全市的に歩道の整備率が低く、整備されている歩道も幅員が狭いため、人と自転車が混在して通行しており、安全性が損なわれています。
- ・これらの生活道路は、舗装整備後、相当年数が経過していることから、経年劣化や交通環境の変化、気象状況等による舗装面のひび割れ、でこぼこなどが発生するとともに、ガス・水道等のインフラ整備に伴う舗装の打ち継ぎなどによる劣化箇所が多くなっています。
- ・東日本大震災の発生から、緊急輸送路や緊急避難路の役割を果たす都市計画道路の早期整備の必要性が高まっています。
- ・道路台帳のシステム化にいたっていないため、円滑な道路管理に支障をきたしています。
- ・市内の橋りょうやトンネルは、整備後相当年数を経過していることから、安全性の確認が必要となっています。

<課題>

- ・道路・橋りょう・トンネルの整備・維持修繕
- ・歩行空間の確保
- ・道路管理体制の構築

◆目標とすべきまちの姿

道路の安全性・快適性を確保するため、効果的かつ効率的な道路の整備が進められているとともに、計画的な舗装の修繕が進められています。

また、適切な歩行空間が整備されることにより、だれもが安心して道路を利用できる環境となっています。

災害が発生した際の緊急輸送路や緊急避難路が整備され、市民の安全が確保されています。通行に支障となる不法占用物が排除され、適切な道路管理を行っています。

◆主な取組

1. 都市計画道路の整備

都市計画道路の整備にあたっては、景観・環境保全や市民意向を踏まえ、効果的かつ効率的な整備を進めます。

2. 生活道路の整備

- (1) 歩行者や自転車、車両が安全に通行できるよう、狭い道路や線形が複雑な道路について、拡幅・改良を進めます。
- (2) 交通渋滞の解消や交通の利便性を図る補助幹線的な道路網の整備、交通安全施設の整備を進めます。
- (3) 子どもや高齢者、障害者などに配慮し、だれもが安心して歩ける道路の整備、歩行空間の確保、バリアフリー対策を進めます。また「歩く観光」に対応した歩行者等の交通環境の整備（歩道の整備）を進めます。
- (4) 国県道については、関係機関と十分な調整・協議を図り、整備の推進を要請します。

3. 橋りょうの整備

橋りょうについては、周辺環境・景観や安全性に配慮した整備を進めます。

4. トンネルの点検・管理

トンネルについては、安全性を確保するとともに、周辺環境や景観に配慮した適切な維持管理に努めます。

5. 道路の維持修繕

- (1) 道路の安全性・快適性を確保するため、舗装面の劣化や損傷のある道路について、補修・改良を行うとともに、計画的に舗装修繕工事を進めます。
- (2) 災害時等の応急体制を充実し、道路の維持管理に努めます。

6. 道路の管理（道路台帳、橋りょう台帳等の充実）

- (1) 通行の支障となる不法占用物件については、取り締りを強化し、適切な道路管理に努めます。
- (2) 道路台帳、橋りょう台帳等の充実に努めます。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市橋りょう長寿命化修繕計画

(5) 住宅・住環境

① 鎌倉らしい住まいづくり

～ずっと住んでいたいと思われる住まいの環境づくりを進めます～

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・本市は、すぐれた歴史的・自然的環境と良好な住宅地で構成されています。
- ・本市の住宅は、戸建持家を中心に高い水準は維持しているものの、一部に老朽化がみられるほか、高齢社会の進行に伴うひとり暮らしの住宅や空き家が増加しています。また、敷地の細分化による小規模宅地の発生やマンション等への転換も多くみられます。
- ・本市の人口は、年少人口と生産年齢人口に減少傾向が見込まれる一方、老年人口が引き続き増加することが予測されます。また、核家族化の進行による1世帯あたり人数の低下とともに、世帯数も減少傾向へ推移することが見込まれます。

<課題>

- ・高齢者の増加や障害者に対応した住宅の供給
- ・空き家住宅の増加
- ・若年ファミリー層の定住促進
- ・世帯分離による地域のつながりの希薄化
- ・老朽化した住宅の居住性の向上
- ・土地利用の変更に伴う住環境の変化

◆目標とすべきまちの姿

定住促進施策の推進により、多くの若年ファミリー層が転入し、また、高齢者が住み続けられる住宅が確保され、人口バランスの良い、活力のある地域社会が形成されています。

住宅・住環境の保全・創造に対する方向性に沿って、すぐれた歴史的・自然的環境と良好な住宅地を維持したまち並みが広がっています。

◆主な取組

1. 年齢構成バランスに配慮した住まいづくり

- (1) 高齢者の増加や障害者に応じた住宅供給を図ります。
- (2) 空き家を利活用する方法を検討するとともに、若年ファミリー層定住促進のための住宅施策を推進します。
- (3) 地域コミュニティの回復を図ることで、地域のつながりの活性化の促進を検討します。
- (4) 地域特性を活かした住宅・住環境の保全・創造の推進を図ります。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市住宅マスタープラン

① 下水道の整備・管理

～公共下水道の整備・管理を進めることで市民の生活環境を向上させます～

安全で快適な生活が送れるまち

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・公共下水道の污水管整備は、事業認可区域内で、概ね完了し、市全体の污水普及率（対処理可能人口）は平成23（2011）年度末で96.8%となっています。
- ・近年は局所的な集中豪雨の発生等、降雨の変化がみられ、浸水に対するリスクが高まっています。浸水被害の解消を図るため、雨水貯留施設の設置や、浸透枳等の普及が求められています。
- ・公共下水道施設には、供用開始から数十年経過したものもあり、老朽化がみられることから、こうした箇所では改築・修繕を進めていくことで維持管理に努めています。
- ・災害時対策として、緊急輸送路等の重要路線にある管路施設の地震対策強化や、下水道BCP（業務継続計画）の策定が求められています。

<課題>

- ・下水道の整備推進
- ・浸水被害防止対策
- ・下水道施設の維持管理（下水道施設長寿命化計画に基づく老朽化対策）
- ・下水道施設の災害時の初動対策（下水道BCPの策定）、下水道総合地震対策計画に基づく地震対策及び津波対策

◆目標とすべきまちの姿

公共下水道事業認可区域内の整備はほぼ完了しています。

整備された下水道の維持管理として、効率的かつ効果的な施設の改築・更新を進めています。
また、災害時にも下水道処理が継続できる体制を確保しています。

豪雨等の自然災害が発生した場合でも、浸水の被害はなく、市民は安全な環境で生活しています。

◆主な取組

1. 下水道の整備

公衆衛生の確保、水質汚濁防止にむけ、事業認可区域内の市街化区域での公共下水道の整備完了をめざすとともに、市街化調整区域内の整備推進を図ります。

2. 下水道処理人口普及率の向上

下水道処理の普及促進を図るため、市民へのPRをさらに進めます。また、整備にあたっては、接続に積極的な地域を優先して行います。

3. 浸水対策の推進

雨水貯留施設の整備を進めるとともに、市民の協力を得て、雨水浸透施設の普及を図り、雨水の地下浸透を促進させるなど、雨水流出抑制を図ります。

4. 下水道施設の維持管理

公共下水道の老朽化の進行状況や管渠が埋設されている道路の重要度等を加味し、効率的な改築・修繕を図ります。

5. 下水道施設の災害対策

- (1) 現在策定されている暫定版下水道BCPの見直しを図り、内容を高めた下水道BCPを策定します。
- (2) 下水道総合地震対策計画に基づき、耐震化の推進を図ります。
- (3) 津波による被害の軽減策を検討し、対応を図ります。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市下水道マスタープラン

鎌倉市下水道中期ビジョン

鎌倉市下水道総合浸水対策計画

② 水辺環境の整備・創出・管理

～良好な水辺環境を実現します～

安全で快適な生活が送れるまち

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・河川施設の老朽化がみられる箇所では改築・修繕を進めていくことで維持管理に努めています。
- ・近年は局所的な集中豪雨の発生等、降雨の変化が見られ、浸水に対するリスクが高まっています。
- ・景観や生態系に配慮した親水性のある河川・水路環境が求められています。

<課題>

- ・河川の維持管理
- ・河川の整備推進
- ・河川への津波遡上対策
- ・超過降雨への対策
- ・親水性のある水辺環境の創出

◆目標とすべきまちの姿

局所的な集中豪雨等が生じて、河川は氾濫することなく市民は安全に生活しています。また、河川津波遡上対策により、津波被害がほとんど発生しない状況となっています。

水辺には動植物が生息し、市民の憩いの場となっており、景観にも配慮した観光都市にふさわしい水辺環境となっています。

◆主な取組

1. 河川の維持管理

河川施設の老朽化の進行状況等を把握し、効率的な改築・修繕を図ります。

2. 河川・水路の整備

(1) 県の河川整備事業と連携を図りながら、護岸整備と流下能力の向上を図ります。

(2) 河川への津波遡上については、国や県において技術的見地からの対応が検討されており、この検証結果を踏まえたうえで、県とも協議調整を行いながら、検討します。

3. 浸水対策の推進

鎌倉市公共下水道（雨水）の計画降雨量に対する整備とあわせて、超過降雨に対する対応を検討します。

4. 水辺環境の創出

河川等の親水環境の整備に努めます。その際には、景観や生態系に十分配慮するとともに、地元等の意見をとりいれて進めます。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市下水道マスタープラン

鎌倉市下水道中期ビジョン

③ 下水道資源の有効利用

～下水道資源の有効利用を進めます～

安全で快適な生活が送れるまち

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・ 終末処理場から発生する処理水や汚泥は、再生資源としてさまざまな利用の可能性を有していますが、処理水の一部再利用と、汚泥のセメント原料化にとどまっており、限定した利用となっています。
- ・ 貴重な都市空間として、終末処理場などの下水道施設上部の多目的利用が求められています。

<課題>

- ・ 下水道資源の有効利用
- ・ 下水道施設の活用

◆目標とすべきまちの姿

終末処理場で発生した処理水や汚泥の資源化が効率的に実施されており、より効率的な下水道事業を進めています。

また、終末処理場等の建物上部の未活用スペースは市民により多目的に利用されており福利厚生にも役立てられています。

◆主な取組

1. 下水道資源の有効利用

- (1) 下水汚泥等の資源の有効利用を検討し、市としての方針決定を行います。
- (2) 未利用資源の利活用により、エネルギーの自立化及び維持管理費の軽減を図ります。

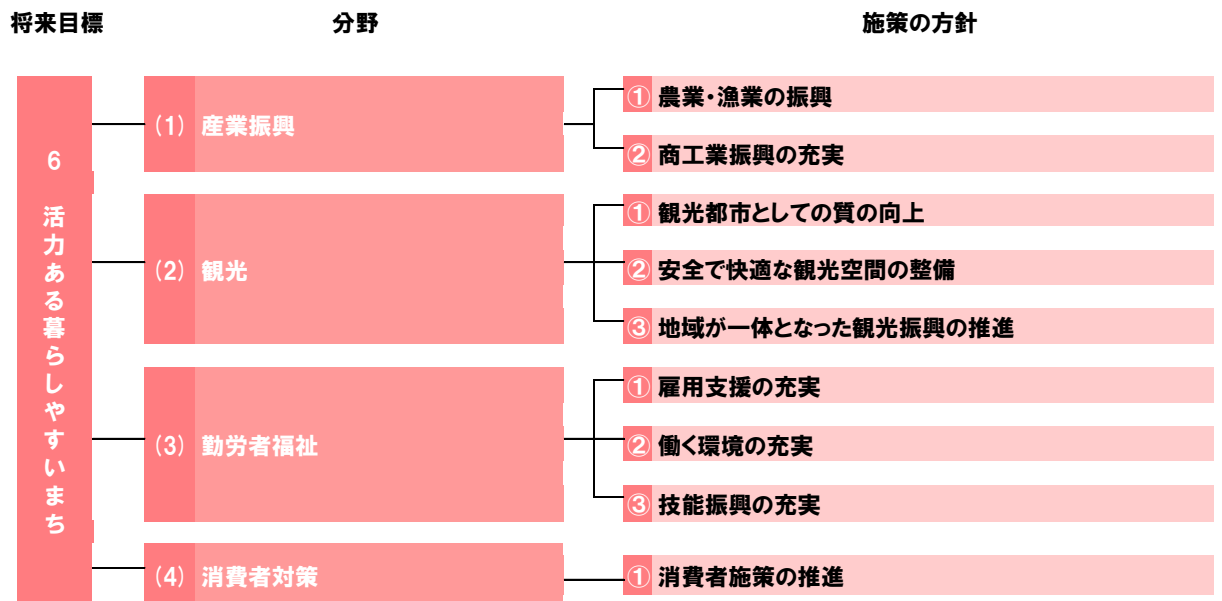
2. 下水道施設の活用

終末処理場などの下水道施設上部の市民利用の実施に向け、検討します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市下水道マスタープラン
鎌倉市下水道中期ビジョン

◆ 第6章 活力ある暮らしやすいまち



(1) 産業振興

① 農業・漁業の振興

～農業・漁業経営の安定のため、後継者の育成、地域に即した都市農業・沿岸漁業の振興をめざします～

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・本市の農業は、農家数及び農業従事者数について、いずれも減少傾向にあります。また市内農業生産の中心である関谷・城廻地区の農業振興地域（農用地区域内）の遊休農地については、減少傾向にありましたが、平成24年度に微増しています。
- ・地域農業の継続には「人と農地の問題解決」が必要であり、その方策として、国では「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成を推進しており、本市でも作成をめざします。
- ・農業経営の安定化や地産地消を推進するために農産物等のブランド化を進めています。平成23（2011）年3月に鎌倉ブランドマークの商標登録が完了し、さらなるブランド力向上に向けた取組を行っています。また、ブランド化は、農産物だけでなく水産物への積極的な展開が求められています。
- ・本市の漁業は、定置網、しらす船びき網、わかめの養殖など沿岸漁業を中心に営まれています。魚価の低迷や漁獲量の伸び悩みなど漁業経営の安定化を図る施策を講じる必要があります。
- ・漁業経営の安定化を図り、漁業者及び漁業後継者にとって魅力ある産業にしていくために、つくり育てる漁業（栽培漁業）の推進や国で推進する生産から加工、流通、販売を漁業者自らが行う漁業の6次産業化への取組を検討しています。
- ・鎌倉地域については、漁港建設に向けて検討するとともに、将来にわたり安全・安心に漁業を継続していくため、就労環境改善のための漁業施設等の整備について検討していく必要があります。
- ・腰越地域の漁業については、漁港の改修整備が完了し、漁業のさらなる推進を図る必要があります。

＜課題＞

- ・農業経営及び漁業経営の安定化
- ・農業及び漁業の担い手や後継者の育成、確保
- ・遊休農地の解消
- ・つくり育てる漁業（栽培漁業）による漁獲の拡大
- ・漁業環境の改善
（漁港施設等の水産基盤の整備、台風等による漁業への被害、漁業と触れ合う場づくり）
- ・農水産物の地産地消による消費の拡大

◆目標とすべきまちの姿

農業では「人・農地プラン」により、新たな担い手や後継者が育成・確保され、将来にわたり安定的に農業が営まれています。また、遊休農地の解消に努め、農産物の生産量及び市内での消費が高まっています。

漁業では漁業施設の改善により、安全・安心な就労環境の改善が進み、新たな担い手や後継者が育成・確保され、将来にわたり安定的に漁業が営まれています。また、つくり育てる漁業の推進による漁獲の拡大や6次産業化への取組が進み、市内への新鮮な魚介類や水産加工品が安定的に供給されています。

農水産物のブランド力向上に向けた取組により、鎌倉ブランドの農水産物は、市民だけでなく鎌倉を訪れる観光客にも普及が進んでいます。

◆主な取組

1. 都市農業の振興

農地と消費地が近接している都市農業として、地域に即した農業の振興を図ります。地域の農業者や関係団体、市民、学識経験者等と農業振興の推進にかかる具体的な検討事項などについて、協議を行います。

2. 人・農地プランの作成及び実行

農業者などが、地域が抱える後継者問題や遊休化など、農地の問題を解決するための話し合いを行い、市ではその内容を反映した「人・農地プラン」の作成に取り組みます。作成後は、プランにそった施策を実施するとともに、本市の農業事情にあわせた見直しを行います。

3. 沿岸漁業の振興及び漁業経営の安定化

沿岸漁業の振興と漁業経営の安定化を図るため、わかめ養殖や稚貝・稚魚放流などの栽培漁業に対する支援を推進します。また、漁業の6次産業化を支援し、生産、加工、流通、販売を一体化していく取組を推進します。

4. 水産業振興施策の検討

市民の食卓に地場の新鮮で安全な魚介類が届く流通システムの構築など、今後の本市水産業振興施策について、検討を行います。

5. 漁業施設の整備

鎌倉地域の漁業の継続のため、船揚場や漁具倉庫などの漁業施設の改善を図ります。あわせて、鎌倉地域の漁港建設に向けて、引き続き検討を行います。

腰越地域については漁港改修整備による効果として、さらなる漁業の経営安定化及び地域の活性化が図れる施策に取り組みます。

6. 地産地消の推進

市内で生産される野菜や水揚げされた魚介類の地産地消に向けた取組を推進します。

7. 鎌倉ブランド事業の推進

鎌倉ブランドマークの商標登録後のブランド力の向上及びPR活動に取り組みます。
農水産物の鎌倉ブランド認知度向上のため、さらなる啓発活動を行います。
水産物のブランド化を推進し、付加価値を高め、漁業経営の安定化に取り組みます。

(1) 産業振興

② 商工業振興の充実

～商工業の活性化に向けた支援を行います～

活力ある暮らしやすいまち

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・本市の商業・サービス業は、事業所数において全産業の7割以上、従業者数において全産業の6割以上を占めていますが、ここ数年、年間販売額が大きく減少し、厳しい状況にあります。本市の特徴の一つである観光都市の特性を活かし、商業・サービス業を基幹産業として育成・発展させることが必要です。
- ・本市の工業は、大規模工場が撤退するなど減少傾向にあり、これとあいまって製造業の中小企業も減少するなど、活力の低下が顕著となっています。
- ・観光地ではない商店街では、利用者の減少、客層の固定化が進んでいます。また、商店街連合会に登録する会員数が減少傾向にあります。
- ・市内事業所の9割以上を占める中小企業は、人材・顧客など経営資源の多くを地域に依存しており、地域に根付いて発展していくことを望んでいます。これら中小企業は、さまざまな経営努力をしていますが、企業が立地する周辺環境との調和が課題となるほか、経営のノウハウや資源の不足など、その成果が実際の事業展開に結びついていないケースも多くみられます。
- ・長期間にわたり世界的な景気の低迷が続いており、本市の産業の情勢にも大きな停滞をもたらしています。
- ・古くからある特産品の需要が低くなっており、特に鎌倉彫は高価なため、景気の動向が大きく影響しています。
- ・伝統工芸に対する若者の関心が薄れてきたことにより、伝統工芸を継承する後継者の不足が深刻になっています。

<課題>

- ・観光都市の特性を活かした商業・サービス業の育成・発展
- ・事業展開しやすい環境の整備
- ・中小企業の経営基盤強化
- ・商店街利用者の減少と客層の偏り
- ・伝統工芸の後継者不足

◆目標とすべきまちの姿

中小企業をはじめとする事業者が事業を継続するための支援として、経営アドバイザーの派遣や経営革新への取組に対する助成が行われ、産業が活性化しています。

また、商店街は、高齢者も利用しやすい、地域の特性を活かした商店街となり、活性化しています。

鎌倉彫の保護・育成を目的とした活動の支援や協同組合との連携による伝統工芸品の技術伝承の支援などにより、伝統工芸が伝承されています。また、事業者や組合と協働した伝統工芸の販路確保等により、売上が向上しています。

◆主な取組

1. 商工業振興の推進体制の充実

事業者や商工団体と本市が、相互に連携を強化し、商工業の振興を図ります。

2. 産業環境の整備

製造業や新規成長産業（医療福祉関連、生活文化関連、情報通信関連、新製造技術関連、環境関連など）の企業が事業展開しやすい環境の整備に努めます。

3. 中小企業支援

経営相談や融資制度の充実、受注機会の拡大を図ることで、中小企業の創業、経営安定、経営革新を支援します。

4. 地域の特性を活かした商店街づくり

商店街が「物販・サービスの場」「憩いと楽しみの場」「まちの顔」「地域コミュニティの核」となるよう、地域の特性を活かした商店街づくりを支援します。また、今後の高齢社会の進行を見据えて、高齢者が商店街を利用しやすい環境づくりに努めます。

5. 伝統工芸などの保存・継承、事業活動の支援

伝統工芸などを保存・継承するため、後継者の育成や資料の保存を図ります。

特に、鎌倉彫の保護・育成を目的とした事業活動の支援、伝統鎌倉彫事業協同組合と連携した伝統工芸品の技術伝承を図るための支援を行います。また、伝統工芸の情報発信及び発表の機会の拡大について、検討を行います。

(2) 観光

① 観光都市としての質の向上

～鎌倉らしさにこだわる観光を実現します～

活
力
あ
る
暮
ら
し
や
す
い
ま
ち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・本市は、美しい自然環境と貴重な歴史的遺産に恵まれた首都圏の観光地として親しまれ、さらに、平成 10（1998）年に「国際観光テーマ地区」として指定されており、国内外を問わず年間延べ 1,800 万人前後の観光客が訪れています。首都圏からの日帰り観光客や繰り返し本市を訪れる人が多く、季節的・時間的・地域的な偏りがみられるのが特徴です。
- ・「観光立国の実現」が 21 世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な国家課題とされました。また、平成 18（2006）年 12 月には「観光立国推進基本法」が成立し、これを推進するために平成 20（2008）年 10 月に観光庁が設立され、神奈川県においても、観光振興を通じて県の活力を高める「観光立県かながわ」の実現をめざすべく、神奈川県観光振興計画が平成 22（2010）年 3 月に策定されました。
- ・世界の観光市場はますます拡大を続けており、とりわけ東アジア・太平洋地域では、世界観光機関によれば、今後 10 年間で 2 倍の旅行者数になることが予想されています。本市においても、今後、外国人観光客の増加が見込まれています。
- ・人口減少と少子高齢社会が進展するなかで、将来の観光客を誘致するための観光プロモーションの取組を始めました。
- ・多くの観光客が訪れるなか、閑静な住宅街での大声やごみのポイ捨てなど、観光客のマナーの問題が深刻化しています。

＜課題＞

- ・「住んでよかった、訪れてよかった」まちづくりの意識醸成
- ・増加する外国人観光客への対応
- ・鎌倉らしさを感じる観光プログラムの提供
- ・多様化する観光ニーズへの対応
- ・観光客の季節的・時間的・地域的な偏在
- ・観光を通じた地域の活性化
- ・長期的展望に立った観光プロモーション

◆目標とすべきまちの姿

多様なプログラムと効果的な情報の提供により、訪れた観光客が、鎌倉の歴史や伝統などを十分に満喫できる、魅力あふれる都市になっています。また、従来の観光に加え、新たな観光資源が発掘・開発されたことにより、観光需要の平準化と滞在時間の長時間化が図られています。

国際的にも観光都市としても認知され、世界各国から観光客が訪れています。

市民や事業者、市が協働して、ホスピタリティの向上をめざし活動しています。市民が訪れた観光客を暖かく迎え入れるとともに、観光客も鎌倉のまちを理解しマナーを守った観光を行っています。

◆主な取組

1. ホスピタリティの向上と観光客のモラル向上

市民・事業者のホスピタリティの向上と、観光客のモラル向上を図り、市民と観光客が共に快適に過ごせるまちをめざします。散乱ごみ対策など、地域一体となって、きれいなまちづくりに取り組み、観光客のまち美化意識の向上を図ります。

2. 外国人観光客への対応と市民、観光関連事業者理解の向上

外国人観光客も安心して観光できるまちをめざします。そのために、外国人観光客への情報提供など、サービスを充実させるとともに、外国人観光客を受け入れるにあたっての市民や観光関連事業者の理解の向上に努めます。

3. 観光を通じた地域の活性化

観光地の事業者が、地元の資源を活用して開発・販売する「着地型観光」の推進などにより、平日や閑散期への観光需要の誘導、滞在時間の延長に取り組むとともに、観光プロモーションによる将来の観光客の誘致に取り組み、地域の活性化を図ります。

4. 鮮度の高い情報の発信

観光協会、民間事業者、NPO法人などと連携し、常に新鮮な情報を積極的に発信します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

第2期鎌倉市観光基本計画

(2) 観光

② 安全で快適な観光空間の整備

～伝統と快適性が調和した観光空間を実現します～

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・観光案内施設、公衆トイレ、食事ができる休憩所などの受け入れ施設や駐車場をはじめとする交通施設など、多くの来訪者を迎えるための観光基盤整備が十分ではありません。
- ・本市では、外国人観光客の増加が見込まれていますが、総合案内板や名所掲示板の多言語化など観光案内施設が十分ではありません。
- ・伝統と快適性が調和した観光空間の実現に向けて、歴史的遺産の保存・管理、観光、交通、防災、都市景観、環境及び情報発信の各分野における取組を行っています。
- ・ハイキングコースの利用者が増加する一方で、コースの傷みや案内標識の不足が顕在化しています。
- ・本市は、山に囲まれていて、市内への進入路が限定され、バイパス道路がないことや道幅が狭いなど、車の往来による交通渋滞がおきやすい都市構造です。
- ・本市は、歩道が整備されている道路が少なく、また、整備されている歩道も幅員が狭いため、特に多くの観光客が訪れる時期には、歩行者の安全が損なわれているなどの問題があります。
- ・東日本大震災をきっかけに、観光客への地震、津波避難対策の整備の重要性が認識されました。

<課題>

- ・観光案内施設の整備と多言語化の推進
- ・公衆トイレの整備
- ・ハイキングコースの整備
- ・歩行者の安全確保
- ・交通渋滞の解消
- ・地震・津波時等の観光客への対応

◆目標とすべきまちの姿

市内には、観光案内板や快適な公衆トイレなどが十分に整備されています。また、観光案内施設の多言語化などにより海外から訪れる観光客も快適に観光を行うことができます。

歩行者の安全性を確保するための整備が進められるとともに、ハイキングコースの整備など観光客が歩いて観光をしたくなるような空間が提供されています。

また、自然災害が発生した際の備えも整えられ、観光客が安心して観光できるまちとなっています。

◆主な取組

1. 観光案内施設の整備

総合案内板や名所掲示板などの観光案内施設の整備と多言語化の推進により、快適で楽しいまち歩きができるような環境整備に努めます。

2. 快適な公衆トイレの整備

快適な観光空間をつくりだすための施設整備を行います。老朽化した公衆トイレの改修を進めるとともに、トイレが不足している地域においては、さまざまな方策により、トイレの確保に努めます。

3. 快適で安全な交通環境の整備

パーク＆ライドの推進や一日フリーパスなどによる公共交通機関の利用促進により、市民と観光客双方にとって安全で快適な交通環境を実現します。また、歩道の確保を推進し、安全で快適な歩行空間の確保に取り組みます。

4. 安全なハイキングコースの整備

市民、観光客が、豊かな自然に親しむことのできるハイキングコースの整備と安全管理を進めます。

5. 災害時の観光客への対応

国内外からの観光客が、安全に旅行できる仕組みを整備します。防災情報の事前提供を行うとともに、災害発生時の情報伝達・避難誘導体制の充実、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保、帰宅支援体制の構築を、市民、事業者、関係団体と連携して進めます。

6. 魅力ある海水浴場づくり

快適な海水浴場の提供と、持続的な海水浴場の運営を進めます。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

第2期鎌倉市観光基本計画

(2) 観光

③ 地域が一体となった観光振興の推進

～地域全体で観光振興に取り組みます～

活力ある暮らしやすいまち

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・「住んでよかった、訪れてよかったと思えるまちを、市民、観光客と行政が共に育てていくこと」を基本理念とする第2期鎌倉市観光基本計画（平成18年度～27年度）の見直しを行い、平成23年度に中間改定版を策定しました。これに先立ち、基本計画のアクションプランの推進組織であり、観光事業者や関係団体、生産者、市民団体、行政の代表者で構成する鎌倉市観光振興推進本部会議を、各団体の実務者レベルで構成する鎌倉市観光基本計画推進協議会へと改組し、よりスピード感をもって地域一丸となった取組が行える体制を整えました。
- ・少子高齢社会が進む本市において、観光は地域のにぎわいの創出や経済活性化のため、極めて重要な要素となっています。
- ・年間延べ1,800万人前後もの観光客が来訪し、今後も、多くの来訪が予想されるなか、さらに魅力ある観光地としての整備を行うにあたっては、その財源を確保することが必要です。

<課題>

- ・多様な観光主体の連携
- ・観光資源を活かした、本市としての収益増加

◆目標とすべきまちの姿

行政だけではなく、観光事業者、観光団体、市民・市民団体などさまざまな観光主体が一体となり、地域全体で観光振興を推進する体制がとられています。

また、観光資源を活かした収入の確保策が数多く実施され、観光施設の整備や新たな観光施策の推進につながっています。

◆主な取組

1. 多様な観光主体が一体となった観光振興

観光事業者や観光団体、生産者、市民団体などのネットワークを拡げ、主体間の連携を強化し、地域全体で観光振興を推進します。

2. 観光振興のための収入確保等

観光施設の整備や新たな観光施策を推進するため、観光資源を活かして収入を確保していくための仕組みづくりを検討します。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

第2期鎌倉市観光基本計画

(3) 勤労者福祉

① 雇用支援の充実

～就職をめざす市民が効果的な就職活動を行なえるよう、雇用支援の充実に努めます～

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・ 景気低迷に伴い、求職者一人あたりの求人件数を示す有効求人倍率は 0.5 前後と求職者に対し非常に厳しい状況が続いています。
- ・ 若年層の就業意識や産業構造の変化などにより、全国的に定職につかずアルバイトなどで生活するフリーターや、学校に行かず、働かず、職業訓練も受けていない若者（ニート）が増加している傾向があり、将来的には消費水準の低下による景気への影響ばかりでなく、少子高齢社会が進む将来の社会保障制度の維持への影響も心配されています。
- ・ 高齢社会が進んでいる本市にあって、定年を前にした高年齢勤労者の深刻な生活不安があります。
- ・ 65 歳未満の定年を定めている事業者に対して、希望者全員の 65 歳までの雇用確保等を義務付ける改正高年齢者雇用安定法が成立しました。

＜課題＞

- ・ 新卒者や離職に伴う再就職希望者の就職状況の悪化
- ・ フリーターやニートの増加傾向
- ・ 高年齢者の雇用の安定

◆目標とすべきまちの姿

本市による効果的な就労支援が就職をめざす市民にとってこころ強い味方となり、正社員雇用や短時間雇用など本人が希望する多様な働き方ができるようになっています。また、勤労者はリストラ等の雇用調整の対象となった場合でも自らの職を確保するための手段・方法と自己のスキルのギャップを明確に把握し、効果的に職業訓練や就職活動を行なうことができています。

◆主な取組

1. 雇用の支援

厳しい就職環境のなか、就職を希望する方へ、求職カウンセリングや雇用セミナーなどの雇用支援策を実施するとともに、高年齢者支援として、市内事業所向けに定年年齢の段階的引き上げ等の啓発に努めます。

また、若年層へは、厚生労働省が実施している「地域若者サポートステーション」や県の「かながわ若者就職支援センター」と連携し、若者の職業的自立を促します。さらに、ハローワークなどと共同で開催する就職面接会などにより、地域で就職する機会を増やします。

2. 就労情報の提供

求人情報や企業説明会の開催など、就職活動に有用な情報は国のハローワークや県などからも多数発信されていますが、周知チラシなどの入手場所も限定されることから、積極的に国・県と連携して、市民に身近な市施設で情報が入手できるように努めます。

(3) 勤労者福祉

② 働く環境の充実

～勤労者が心身共に健康で働き続けられるよう、福利厚生制度や労働環境の向上に努めます～

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・本市事業所全体の9割以上を中小企業が占めています。
- ・中小企業勤労者の福利厚生をより充実するため、鎌倉市勤労者福祉サービスセンターと藤沢市勤労者福祉サービスセンターが統合し、新たに茅ヶ崎市の参画により、湘南勤労者福祉サービスセンターとして事業を実施しています。
- ・時代の変化と共に多様化する作業内容や、職場環境の変化に対応した安全衛生、健康管理の対策が求められるようになりました。

<課題>

- ・勤労者福利厚生事業の支援
- ・雇用・労働環境の向上

◆目標とすべきまちの姿

勤労者の福利厚生に対する満足度は向上し、健康的でこころ豊かな生活を送っています。市民の雇用や労働に対しての不満やストレスは本市の相談・カウンセリングにより対応されています。また、勤労者は余暇を活用して生涯学習などを生活に取り込んでいます。

◆主な取組

1. 勤労者福利厚生事業の支援

中小企業では、単独で企業内の福利厚生を充実することは困難なことから、勤労者の福利厚生を総合的に行う湘南勤労者福祉サービスセンターを支援します。

2. 雇用・労働環境の向上

最近の厳しい雇用環境から、賃金や解雇などの労働問題、長時間労働などを要因としたメンタルヘルス相談など、雇用や労働環境に不安や不満を持つ勤労者に各種相談事業を実施して、対応を図ります。また、勤労市民ニュースなどにより、労働関係法の改正内容を周知するなど、働きやすい労働環境が整備されるよう、啓発を行います。

(3) 勤労者福祉

③ 技能振興の充実

～技能者の専門的な技能が市民生活をより豊かにするよう、技能振興の充実に努めます～

活力ある暮らしやすいまち

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・ 青年技能者の減少に伴う後継者不足や鎌倉市技能職団体連絡協議会への加盟組合の減少とともに、個々の組合に加盟する事業所も減少しています。

<課題>

- ・ 青年技能者の減少
- ・ 技能職団体連絡協議会への加盟組合の減少
- ・ 個々の組合に加盟する事業所の減少

◆目標とすべきまちの姿

技能者がもつ専門的な技能により市民生活がより豊かになっています。その専門性を活かした市内事業者が、日常生活における市民のニーズにこたえることで、市民生活の向上に貢献しています。

◆主な取組

1. 技能の啓発

若年層の低い就職率、高い離職率による後継者不足解消のため、技能職団体の育成に努めるとともに、啓発活動を行います。また、技能祭等、広く市民が技能者の市民生活の向上への寄与について関心を持つ場を設けます。

2. 技能の奨励

優秀な技能者の表彰や技能職団体への助成などにより、技能者の経済的社会的地位及び技術水準の向上を図ります。

(4) 消費者対策

① 消費者施策の推進

～安心した消費生活がおくれるまちをめざします～

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- ・消費者と事業者との間には情報の質及び量並びに交渉力等の格差があります。この格差を埋めるために消費者施策が必要です。
- ・急速な高齢社会の進行、国際化、高度情報化などによって、消費者の意識は複雑かつ多様化しています。
- ・商品やサービスが多様化しさまざまな情報があふれる中で、市民は消費生活を営むために必要な情報の速やかな収集と必要な知識を習得し判断力を養う必要があり、そのために主体的に行動するための教育を受ける機会の提供が求められています。
- ・モラルを欠いた一部事業者による悪質な消費者被害が発生し、その内容は多様化しており、不適正な取引行為を防止する施策の充実が必要です。
- ・また、市民が商品等を選択するに際し、重要な役割を果たしている表示が不適切である場合があります、適正な表示を行わせる必要があります。

<課題>

- ・消費生活における被害予防対策
- ・消費者被害の回復支援、消費生活相談体制の充実
- ・拡充される消費者関連法規への対応

◆目標とすべきまちの姿

これまでの消費者問題の歴史を振り返ってみても、消費者トラブルは、消費者に関する法律が整備され、消費者施策が充実しても決してなくなるものではなく、その形態、内容、質が変化して存在します。そこで、消費者トラブルを回避できる能力や、トラブルにあってもその被害を最小限にすることができる能力を備えるよう、市民に十分な消費者教育等が行われています。

また、高齢者、障害者などの社会的弱者については、関係課、関係機関などとともに、トラブルに対処し、被害回復を支援する体制が整備されるなど、庁内の連携システムの整備・充実が図られています。

◆主な取組

1. 消費者被害の発生防止、情報と教育などの機会の提供

消費者市民が、自ら考え、行動するための情報と支援を提供します。消費者被害回復支援に伴うあつせんや調停の過程及び結果を公表すること、消費生活相談の件数などの状況を定期的に情報提供すること、国や関係機関が提供する消費生活関連情報の収集を行い、市民に発信することなどを通じ、消費者被害の発生を予防します。これらの情報は、福祉・介護関係者、学校など関係機関とも連携し、多くの市民に届くよう努めます。

2. 団体等との協働

団体・グループへの積極的な情報提供に努め、活動を支援します。地域や親族間での悪質商法被害の防止への取組を支援します。高齢者、障害者などに対する支援には、関係機関と協調して取り組みます。

3. 消費生活センターの運営と消費者被害の回復支援

消費生活センターにおいて、消費生活相談による助言・あつせんを行います。また、学識経験者委員を中心に設置した消費者と業者間の紛争を調停する紛争調停委員会を活用し、消費者被害の回復支援に取り組みます。

4. 消費者市民の意見の反映

消費者市民の意見を、消費者eモニターや、インターネット、消費生活委員会の助言などにより収集し、被害予防などの施策や事業に役立てます。

5. 拡充される消費者関連法規への対応

消費者教育推進法の新設、特定商取引法、消費者安全法の改正など、消費者関連法規が拡充されていくことに適切に対応します。

